
志村小学校・志村第四中学校 小中一貫型学校改築計画

基本構想・基本計画報告書

令和4年7月

板橋区教育委員会事務局

目 次

本報告書の役割と位置付け	- 1
I 章 基本方針	
I - 1 学校づくりの基本方針	- 2
I - 2 学校施設の整備方針	- 3
I - 3 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会による提言	- 5
II 章 計画の背景	
II - 1 板橋区立の小中学校	- 10
II - 2 区立志村小学校の現状	- 11
II - 3 区立志村第四中学校の現状	- 15
II - 4 通学区域	- 22
III 章 計画条件	
III - 1 敷地概要	- 23
III - 2 敷地条件	- 23
III - 3 周辺環境	- 25
IV 章 計画の組み立て	
IV - 1 施設計画の課題と目標	- 27
IV - 2 運営方式	- 40
IV - 3 室・面積構成の検討	- 46
V 章 配置計画	
V - 1 配置計画における考慮すべき項目	- 55
V - 2 配置計画での考え方	- 55
V - 3 工事期間中の学校運営	- 58
VI 章 活動経過	
VI - 1 報告書作成までの活動経過	- 59

【参考資料】

- ・板橋区立志村小・志村第四中学校 改築に関する地域提言書
- ・学校ヒアリング記録
- ・「区立志村小学校・志村第四中学校の改築に関するアンケート」の結果

本報告書の役割と位置付け

本報告書は、板橋区として一貫性を持って学校施設整備を進めていくための考え方である「板橋区立学校施設標準設計指針」や小中一貫型学校の施設整備の基本的な考え方を示した「小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針」等を基に区立志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校の改築計画に向けて、検討したものである。

また検討に際しては、学校関係者・地域を対象としたアンケート結果や、志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会検討委員、教職員、生徒・児童にて実施したワークショップでの意見も踏まえている。

区立志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校の改築計画における施設づくりの考え方として、本報告書を活かしていく。

I 章 基本方針

I – 1 学校づくりの基本方針

「板橋区教育ビジョン 2025」は、平成 28（2016）年に策定された。その後、6 年の間に超スマート社会（Society5.0）に向けた技術革新が進展する一方で、新型コロナウイルス感染症対策とポストコロナ時代における「新たな日常」など、教育を取り巻く環境は急激に変化している。

このような時代にあって、文部科学省では、教育が直面する課題を解決していくための学校づくりについて「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」として以下の 5 つの姿の方向性が挙げられている。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5 つの姿の方向性）

（1）学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

（2）生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

（3）共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

（4）安全

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

（5）環境

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

（文部科学省 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」

～Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体で学びの場として創造する～ 引用）

I – 2 学校施設の整備方針

板橋区教育委員会では、学校施設整備を行う際の基本的な考え方として「板橋区立学校施設標準設計指針」、「小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針～小学校と中学校を“つなぐ”～」を策定している。

区立志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校の改築にあたっても、これらの整備方針にて定めた方向性を学校づくりに生かしていくものとする。

（1）板橋区立学校施設標準設計指針（一部抜粋）

これからの中学校施設は、児童・生徒に対する教育を実施する画一的な「場所」から変容している社会的な状況がある。また、教育現場からの要請として、これまでの学校施設に付加すべき新たな機能が求められている。学校施設に求められる機能・要素について4つの視点からまとめる。

安心・安全で居心地の良い学校

- ◆子どもたちが楽しく学校生活を送ることができ、保護者が安心して通学させられるために、防犯設備が整い、防犯の取組がしやすい施設をめざす。
- ◆小学校では、子どもたちの居場所となる「あいキッズ」を充実させる。
- ◆建築構造上の耐震性能に加え、より災害に強く安心・安全な施設とする。
- ◆教育現場で働く教職員が、リフレッシュできる居心地の良い空間や、コミュニケーションが図れる工夫が重要となる。

主体的・協働的な学びができる学校

- ◆これからの中学校を生き抜く子どもたちに“生きる力の育成”や“子どもの学びを保障する教育環境の確保”を実現するための工夫が求められている。
- ◆きめ細やかな特別支援教育の実現のために、特別支援（巡回指導）や特別支援学級（知的障がい学級）を配備していく。

地域と連携・協働する学校

- ◆学校施設は、教育活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としても重要な役割を担うため、避難所としての機能を併せ持つ施設としていく。
- ◆学校施設を学校地域連携室として活用できるよう整備し、地域のコミュニティ活動を促進できるよう、地域の実情に合わせた配慮が必要となっている。

環境に配慮した学校

- ◆「脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）」の実現に向けて、太陽光発電の利用や省エネルギー対策などを行い、ZEB化をめざしていく。
- ◆温もりある空間づくりとして、木材の効果的な活用が有効な手法の一つにある。また、建設後のメンテナンス等にも留意し、長寿命化をめざしていく。

(2) 小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針

～小学校と中学校を“つなぐ”～（一部抜粋）

板橋区において小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備を検討する際に、学校施設整備の基本的な考え方（仕様）を示し、まとめている整備方針である。

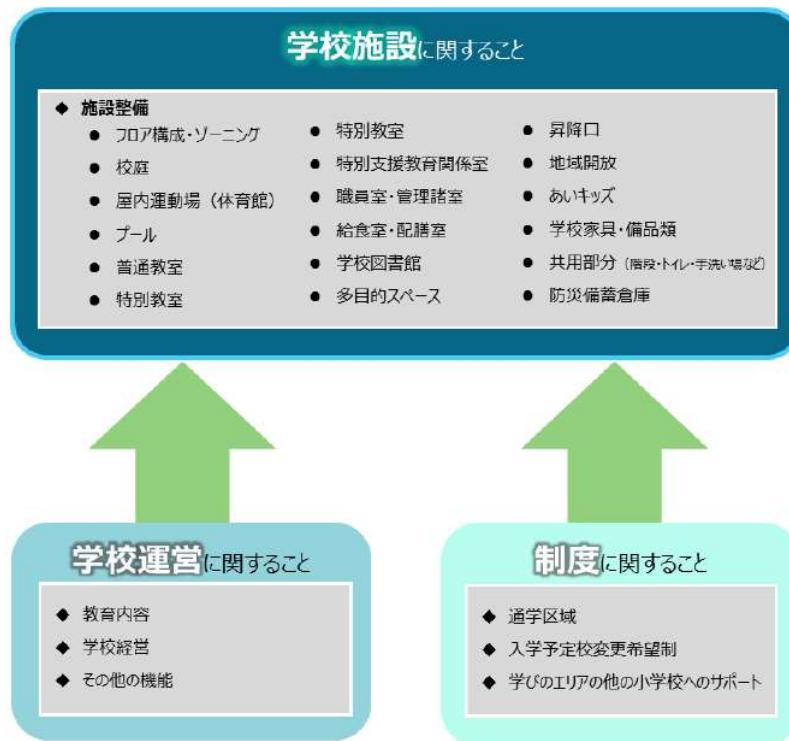
施設一体型での「学校運営」や「制度」に関することについても一定の考え方を示し、そのことを踏まえ、施設一体型での「学校施設」に関するこの基本的な考え方を示している。

メインテーマである施設一体型での「学校施設」に関することについては、以下のような考え方を示している。

◆小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）の施設整備においては、小・中学校間の運営上の違いに配慮しながら、9年間一貫した教育活動を含めた学校運営を可能とともに、児童・生徒の発達段階や、ユニバーサルデザインに配慮した施設環境を整備する。

◆板橋区において、小中一貫型小学校・中学校の施設整備を行う際には、「平成29年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書（平成30年4月 板橋区教育委員会）」の施設面の留意事項、小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針の基本資料編、他自治体の先行事例などを参考にしながら整備していく。

◆当該校の基本構想・基本計画および設計に落とし込んでいく際には、「板橋区立学校標準設計指針」や「小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針」を基本としながらも、各々の校地面積や計画、敷地条件および当該校・当該地域の特性などに合わせ個別具体的に検討する。



小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備に向けた主な検討項目

I – 3 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会による提言

I .志村小・志村第四中学校の基本構想・基本計画に関する提言のまとめ

(1)第一回ワークショップ

「地域が学校にどの様に関わりたいか、どんな学校を作りたいか」をテーマにワークショップ形式で意見交換を行った。

(1) – 1 地域が学校にどの様に関わりたいか

① 地域交流について

- ・地域住民の学習支援の場として、竹細工や老人会での輪投げなど地域の大人が積極的に子供たちに教える機会が重要。
- ・保護者を集めた交流会やおやじの会（保護者会）の活動が活発な地域なので、学校行事の観覧や授業参観など地域住民の学校利用しやすい施設が必要。
- ・卒業後も学校へ行くきっかけとして、スポーツなどで学校施設を一部開放が必要。

②立ち寄ってみたくなる学校（施設・環境）

- ・学校の雰囲気や中の様子が分かる誰もが使いやすい学校。
- ・地域/子ども/教員が交流する場所として、地域のコミュニティースペースがある学校。
- ・周辺に図書館がないので、地域図書館と複合化した学校。
- ・授業参観しやすい教室まわりとして、廊下と教室間をオープンにできる扉や、オープンスペースのある学校。
- ・地域との連携などの活動状況が見える地域の顔となる学校。

③地域と連携した活動ができる学校（地域活動・防災）

- ・現在、生徒が行っている学校周辺の清掃活動を商店街と連携するなど、地域ぐるみの活動を生み出し、促進する機能を持った学校。
- ・防災に対する意識が高い地域であるため、防災拠点としてハードだけでなく、児童・生徒・地域合同の防災訓練等ソフト面の連携ができる学校。

(1) – 2 どんな学校を作りたいか

① 子どもが通いたくなる学校（まなび・空間）

- ・小学校用、中学校用とするだけではなく、すべての児童・生徒にとって、多様な居場所や相談できる場所を校舎の屋内や屋外にも用意できる学校づくりが必要。
- ・机に向かうだけでなく体験型の学び（ビオトープ・畑等）の環境の整備。
- ・空間を有効活用し、児童・生徒1人あたりの面積を大きくし、可変性のある学習環境を整備。

② 子どもを通わせたくなる学校（安心安全・防犯）

- ・小中学生で体格差があるので、校庭での安全性や動線が重ならない配慮が必要。
- ・開放感や視線の抜けがある学校。
- ・死角を作らない空間づくりをすることで、いじめ対策No1をめざした学校。
- ・先生が働きやすく子どもたちに対応しやすい環境の整備。
- ・遊び場をはじめとする学童保育施設部分の配置は、とくに安全面での配慮が必要。

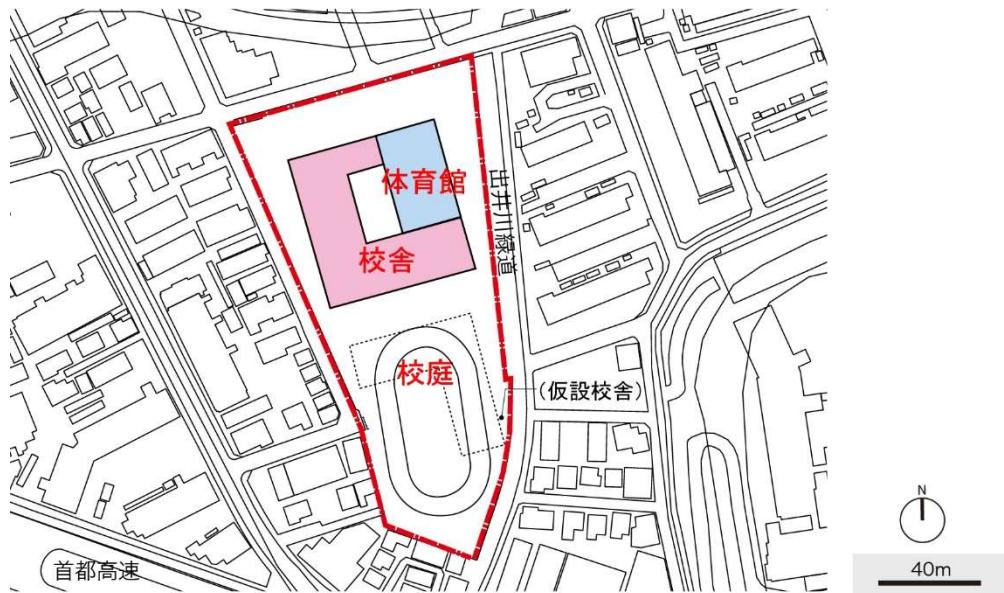
③ 学校で残したいもの・大事にしたいもの（文化・歴史）

- ・学校周辺の清掃などの文化。
- ・泰山木や記念樹、門の校章など、モニュメントの展示スペースの設置。
- ・卒業生や地域住民とのつながりを大事にするため、歴史のアーカイブ化やVRでの校舎再現など学校や地域の歴史を残す方法を検討が必要。

(2) 第二回ワークショップ

「建物配置を考えてみよう」をテーマに、計画地の法的条件や道路付け条件から考えられる以下の A から C の 3 案に対して、「よいところ」「気になるところ」などについて意見交換を行った。

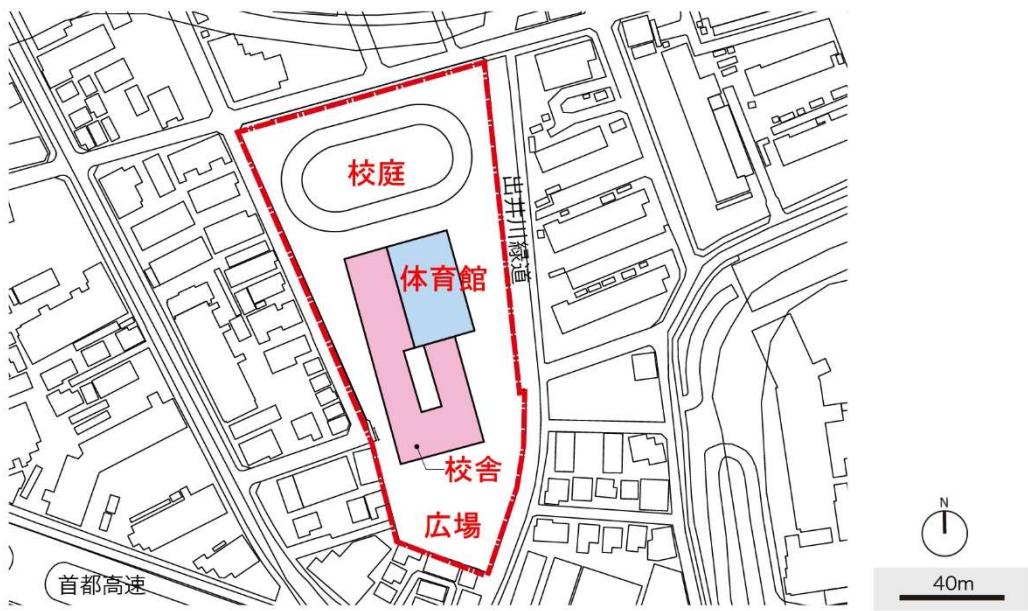
【A 案】校舎・体育館棟を敷地北側に配置する案(6 階建て)



【B 案】校舎・体育館棟を敷地南側に配置する案(6 隅建て)



【C 案】校舎・体育館棟を敷地南側に配置する案(7 階建て)



学校の配置について

<意見のまとめ>

校舎の配置については、校庭と広場の大小 2 つの屋外活動スペースが確保でき、新校舎建設期間中も今の校舎を使える C 案に良好な意見が多かった。

A 案の良さとしては、新校舎がメイン道路である北側道路に近いことで、地域連携の活動状況などの学校機能を地域へ見える化しやすく「地域の顔」になれることや、「学校の顔」となる昇降口がわかりやすいとの意見があった。

3 案共通の意見として多かったことは、西側住宅への日影の影響を配慮し、西側に配置する建物はできるだけ高さを抑えることや、校舎からの視線対策、地階設置などの低層化の検討があった。

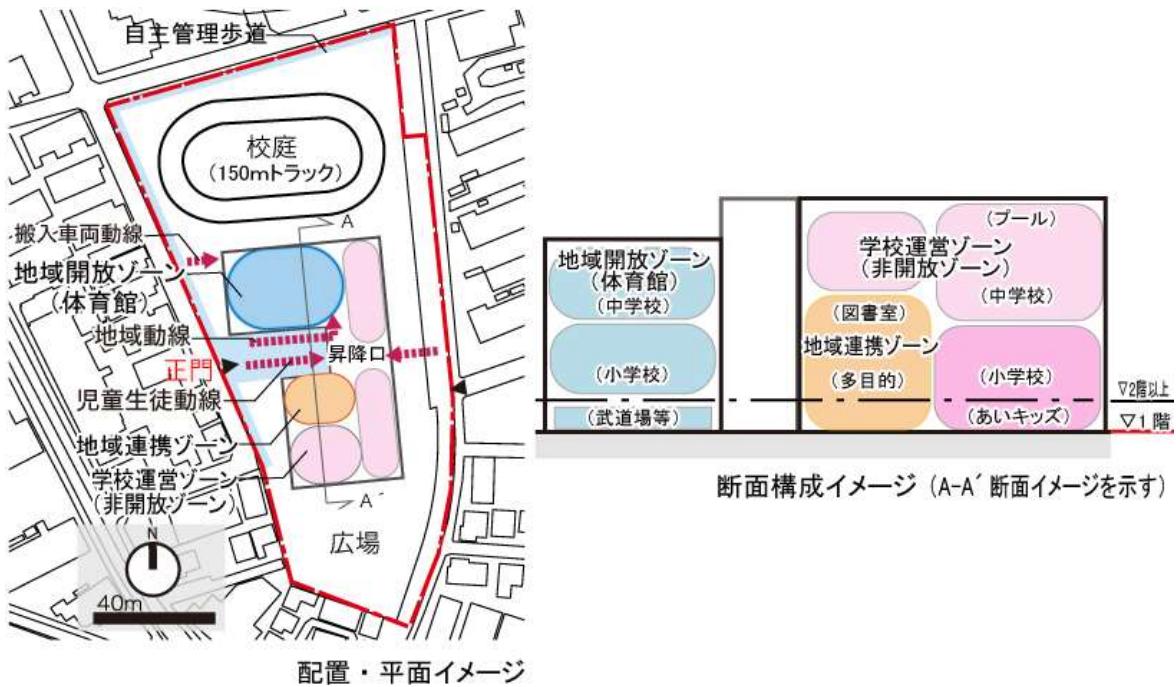
学校の配置について

- ・校庭での安全性や動線が重ならない配慮として大小 2 つの屋外活動スペースを確保。
- ・工事期間中も、できるだけ通常時の教育環境に近づけるよう、運動場所の確保などに配慮。
- ・西側住宅へ日影が大きくならないよう、建物西側はできるだけ高さを抑えるなどの配慮。
- ・校舎からの視線対策について検討。
- ・地階設置など低層化の検討。
- ・「地域の顔」となれるよう、学校機能の見える化を意識。
- ・昇降口へのアプローチのしやすさに配慮。

(3) 第三回ワークショップ

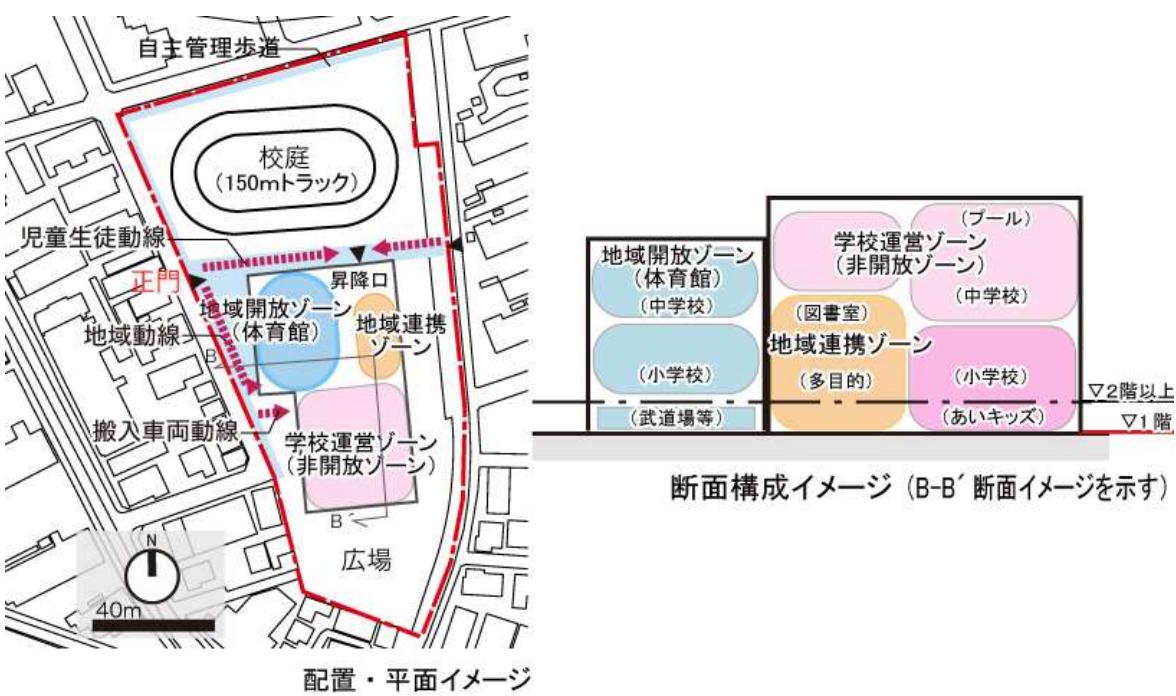
「地域開放ゾーン・地域連携ゾーン・学校運営ゾーンの配置とアプローチを考えよう」をテーマに、「地域開放・地域連携したい部屋は?」、「学校の顔(入口)はどこに配置するのが良いのか?」、「地域連携・協働ゾーンへの動線は?」、「避難所として体育館の配置はどの階が良いのか?」について意見交換を実施。意見交換をしやすいよう、第2回ワークショップにて良好な意見が多かった配置C案を改善した案をベースに、平面ゾーニング案(下記イ案・ロ案)にて意見交換を行った。

【イ案】校舎西側中央部アプローチ案



断面構成イメージ (A-A' 断面イメージを示す)

【ロ案】校舎北側アプローチ案



断面構成イメージ (B-B' 断面イメージを示す)

(3) -1 地域と学校が連携・協働すべき室

①地域と学校が連携・協働すべき室について

- ・「板橋区立学校施設標準設計指針」にて挙げられている室に加えて、音楽室についても検討し、地域開放する場合は、近隣への音の影響にも配慮が必要。
- ・放課後に部活動などで使用のない室については、地域開放できる可能性があるため配置に配慮が必要。
- ・地域と連携・協働を行う室及びスペースは、低層階に配置するなどのアクセス面に配慮が必要。
- ・現状陶芸小屋を地域で利用しているので、設置場所含め配慮が必要。

(3) -2 地域連携・協働ゾーンの配置と校地の利用

①地域開放・地域連携について

- ・地域開放・地域連携ゾーンを1階に配置するなどし、非開放ゾーンとのセキュリティを明確に分けるような検討が必要。
- ・小学校の音楽室を低層階に設置し、盆踊りの太鼓の練習など地域活動にも利用できるよう検討が必要。

②アプローチについて

- ・児童・生徒が登下校する門は東西2か所必要。
- ・災害時やイベント開催時を考慮して、北側道路から校庭への搬入用の門が必要であるが、セキュリティに十分配慮した検討が必要。
- ・子どもが多くなるので、昇降口は小中学校用に分ける必要があると考える。学校側の考えも踏まえ、昇降口の大きさや配置を含め検討が必要。
- ・地域連携ゾーンは、正門と近く、校庭などの屋外活動スペースと連携しやすい配置とする検討が必要。
- ・災害時開放される部分は、校庭と連携が取りやすい配置とする検討が必要。

③避難所として体育館の配置について

- ・浸水想定高さが3~5mとなるため、2階以上での配置の検討が必要。
- ・車椅子利用者等の移動に対応できるよう、エレベーターを設置し、日常の運用方法を含め総合的な検討が必要。
- ・学校機能と避難所機能は明確に分けられるよう配慮が必要。

Ⅱ章 計画の背景

Ⅱ－1 板橋区立の小中学校

板橋区立の小中学校に関する基礎データ（令和4年5月1日現在）を示す。

◇小学校

(1) 通常学級

小学校数	計	51 校
学級数	計	768 学級
在籍児童数	計	23,386 名

(2) 特別支援学級（固定学級 知的障がい）

開設小学校数	計	12 校
学級数	計	37 学級
在籍児童数	計	261 名

(3) 特別支援教室及び通級指導学級

開設小学校数	計	15 校
通学児童数	計	850 名

(4) 日本語学級（通級）

開設小学校数	計	3 校
学級数	計	5 学級
通学児童数	計	70 名

◇中学校

(1) 通常学級

中学校数	計	22 校
学級数	計	265 学級
在籍生徒数	計	9,170 名

(2) 特別支援学級（固定学級 知的障がい）

開設中学校数	計	8 校
学級数	計	25 学級
在籍生徒数	計	179 名

(3) 特別支援教室及び通級指導学級

開設中学校数	計	6 校
通学生徒数	計	213 名
		35.5 名/校

(4) 日本語学級（通級）

開設中学校数	計	2 校
学級数	計	3 学級
通学生徒数	計	31 名
		15.5 名/校

II-2 区立志村小学校の現状

II-2-1 教育目標

志村小学校の教育目標を次に示す。

～共に生きる～

心ゆたかで 思いやりのある子ども よく考え 工夫する子ども 明るく 元気な子ども

II-2-2 学校概要

(1) 所在地

東京都板橋区志村 2-1 6-3

(2) 児童数・学級数の推移（各年 5 月 1 日現在）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
普通学級	児童数	360 人	374 人	391 人	414 人	411 人
	学級数	12 学級	12 学級	13 学級	14 学級	14 学級
特別支援 学級	児童数	21 人	19 人	18 人	25 人	22 人
	学級数	3 学級	3 学級	3 学級	4 学級	3 学級

(3) 学年別児童数・学級数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

○普通学級

1 年生	男子 32 名	女子 31 名	計 63 名	2 学級
2 年生	男子 44 名	女子 33 名	計 77 名	3 学級
3 年生	男子 38 名	女子 40 名	計 78 名	3 学級
4 年生	男子 37 名	女子 26 名	計 63 名	2 学級
5 年生	男子 33 名	女子 32 名	計 65 名	2 学級
6 年生	男子 33 名	女子 32 名	計 65 名	2 学級
合計	男子 232 名	女子 201 名	計 433 名	14 学級

○特別支援学級

男子 15名 女子 7名 計 22名 4学級

(4) 教職員数（令和3年5月1日現在）

校長	1名	学校運営員	1名
副校長	1名	講師	5名
主幹教諭	2名	学力向上専門員	2名
主任教諭	9名	学校生活支援員	2名
教諭	15名	スクールカウンセラー	1名
主任養護教諭	1名	巡回心理士	1名
特別支援専門員	1名	学校図書館支援員	1名
事務	1名	学童養護業務員	6名
		学校栄養士	1名
合計			51名

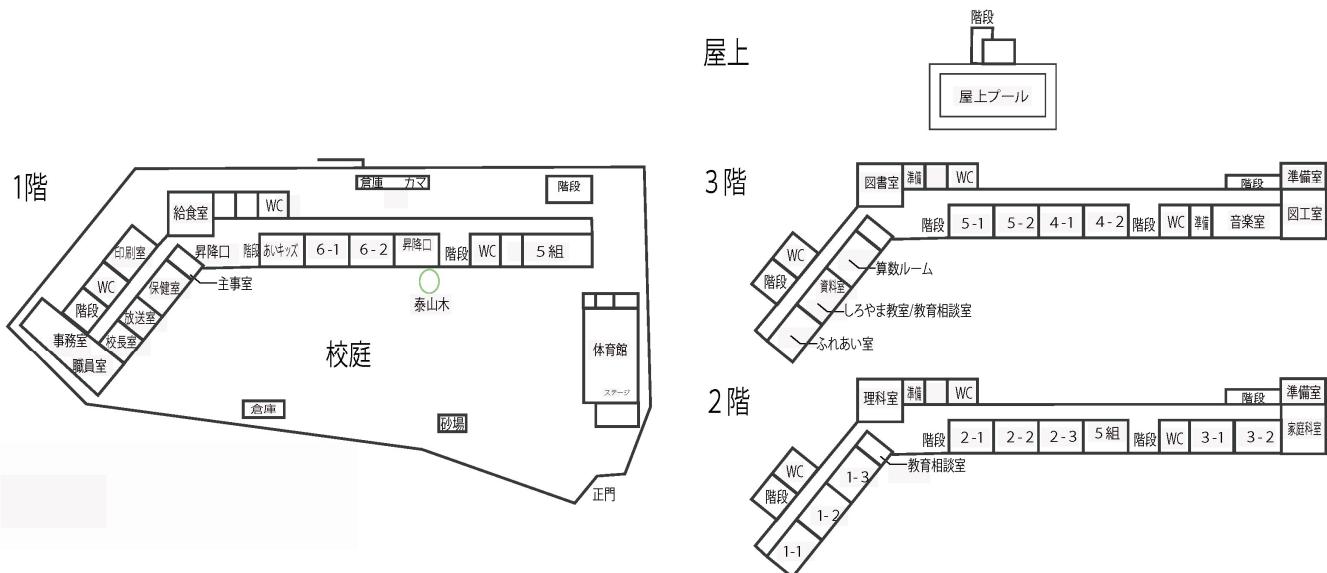
II-2-3 施設環境

(1) 現在の施設概要（令和3年度施設台帳に基づく）

○敷地面積 7,990 m²

○保有面積

校舎	4,353 m ²
給食室	118 m ²
屋内運動場	599 m ²



(2) 普通教室



- 各教室の黒板横に電子黒板が設置。黒板、電子黒板両方を使用。
- 黒板前は、上記に加え電子黒板用の機器(書画カメラ、PC等)があり、密度が高い。
- ロッカーは一人一マス割り当てられているが、鞄が入りきらない様子も見られる。
- 廊下側にロッカーが設置されている。

計画課題

- ・今後の教育方針に適合した教室備品の見直しが必要。
- ・個人ロッカーの適正寸法を確保することが求められる。
- ・各教室の備品用収納棚が必要。



- 日射遮蔽、電子黒板使用時にカーテンを使用。
- 開口は南向きであり、校庭を望むことができる。
- 各教室空調機 1 台、扇風機 4 台が設置。

計画課題

- ・遮光と採光、換気の確保を満たした合理的な窓周りの解決方法の検討が必要。
- ・冷暖房負荷を軽減し、空調に頼り切らない室内温熱環境維持の方法を検討する必要がある。

(3) 特別支援学級



○2教室分の広さの部屋を適宜必要な用途に合わせて使用している。

○同フロアにてまとまった配置となっておらず、0.5教室分は、別の階にて配置されている。

計画課題

- ・少人数の利用や、適宜利用形態に合わせ調整できる順応性の高い室を計画する必要がある。
- ・まとまった配置となる計画が必要である。

(4) 図書室



○最上階の端（南西側）に位置しており、利便性はあまりよくない。

○絵本の部屋が奥まった位置にあり、部屋の形状も整っていない。

○日射遮蔽に暗幕を使用している。

○普通教室の1.5倍程度（特別教室同等程度）の面積である。

○机：6台程度 椅子：36脚程度が配置されている。

○子供たちが一人一台端末から印刷を行うプリンターが図書室内部に設置されているため、印刷するのに不便である。

計画課題

- ・児童の利用を促す建物内の室構成や、利用を促す仕組みづくりが必要となる。
- ・子供たちが一人一台端末から印刷するプリンターの設置場所は検討が必要である。

(5) 職員室

- 校舎1階端部にあり教室から離れているため、子供たちが立ち寄りにくい。
- 廊下から内部の様子が分かりにくく、入りにくい雰囲気がある。
- 室内は机を最大限配置している上、机上も多くは資料で埋め尽くされている。
- 廊下側の壁面は収納棚で埋め尽くされている。
- 室内には児童対応の場所は特別設けられていない。

計画課題

- ・教員の執務環境を改善し、ゆとりのある空間とする必要がある。
- ・教科の資料、個人の持ち物、校務文書などが整理・管理しやすい、十分な収納の確保の考慮を要する。
- ・セキュリティの高い場所を十分に確保した上で、学習相談等の児童が立ち寄りやすい場所を考慮する必要がある。

II – 3 区立志村第四中学校の現状

II – 3 – 1 教育目標

志村第四中学校の教育目標を次に示す。

- よく考え進んで学ぶ生徒
- 心ゆたかで思いやりのある生徒
- ねばり強くたくましい生徒

【目指す学校像】

- ・9年間の学びの連続性を大切にする学校
- ・確かな学力を身に付ける学校
- ・自ら課題解決を図る生徒を育てる学校
- ・生徒が主体的な活動に取り組む学校
- ・防災拠点等地域の核となる学校

【目指す教師像】

- ・人権尊重の理念を認識し、職務遂行する教師
- ・生徒の良さを引き出せる教師
- ・真意に研究・修養に励み、学び続ける教師
- ・組織の一員として学校運営に参画する教師

【目指す生徒像】

- ・自ら考え、判断し、行動する生徒
- ・学習規律を確立し、学ぶ姿勢と意欲をもった生徒

II-3-2 学校概要

(1) 所在地

東京都板橋区志村3-15-1

(2) 生徒数・学級数の推移（各年5月1日現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通学級	生徒数	458人	491人	503人	513人	520人
	学級数	13学級	14学級	14学級	14学級	15学級
特別支援学級	生徒数	29人	23人	27人	37人	37人
	学級数	4学級	3学級	4学級	5学級	5学級

(3) 学年別生徒数・学級数（令和4年5月1日現在）

○普通学級

7年生	男子 88名	女子 74名	計 162名	5学級
8年生	男子 91名	女子 101名	計 192名	5学級
9年生	男子 83名	女子 83名	計 166名	5学級
合計	男子 262名	女子 258名	計 520名	15学級

○特別支援学級

男子 24名	女子 13名	計 37名	5学級
--------	--------	-------	-----

(3) 教員数（令和3年5月1日現在）

校長	1名	非常勤栄養士	1名
副校長	1名	学力向上専門員	2名
主幹教諭	2名	学校生活支援員	2名
主任教諭	11名	スクールカウンセラー	1名
教諭	21名	育成支援アドバイザー	1名
主幹養護教諭	1名	スクールサポートースタッフ	1名
非常勤教員	5名	学校心理士	1名
特支教室専門員	1名	ALT	1名
事務主任	2名	司書	1名
用務主事	1名		
合計			57名

(4) 部活動

○運動部：バスケットボール、バトミントン、バレー、ソフトテニス、サッカー、野球
陸上競技、新体操・ダンス、7組クラブ

○文化部：吹奏楽、美術、パソコン、華道、演劇、家庭科、英語、7組クラブ

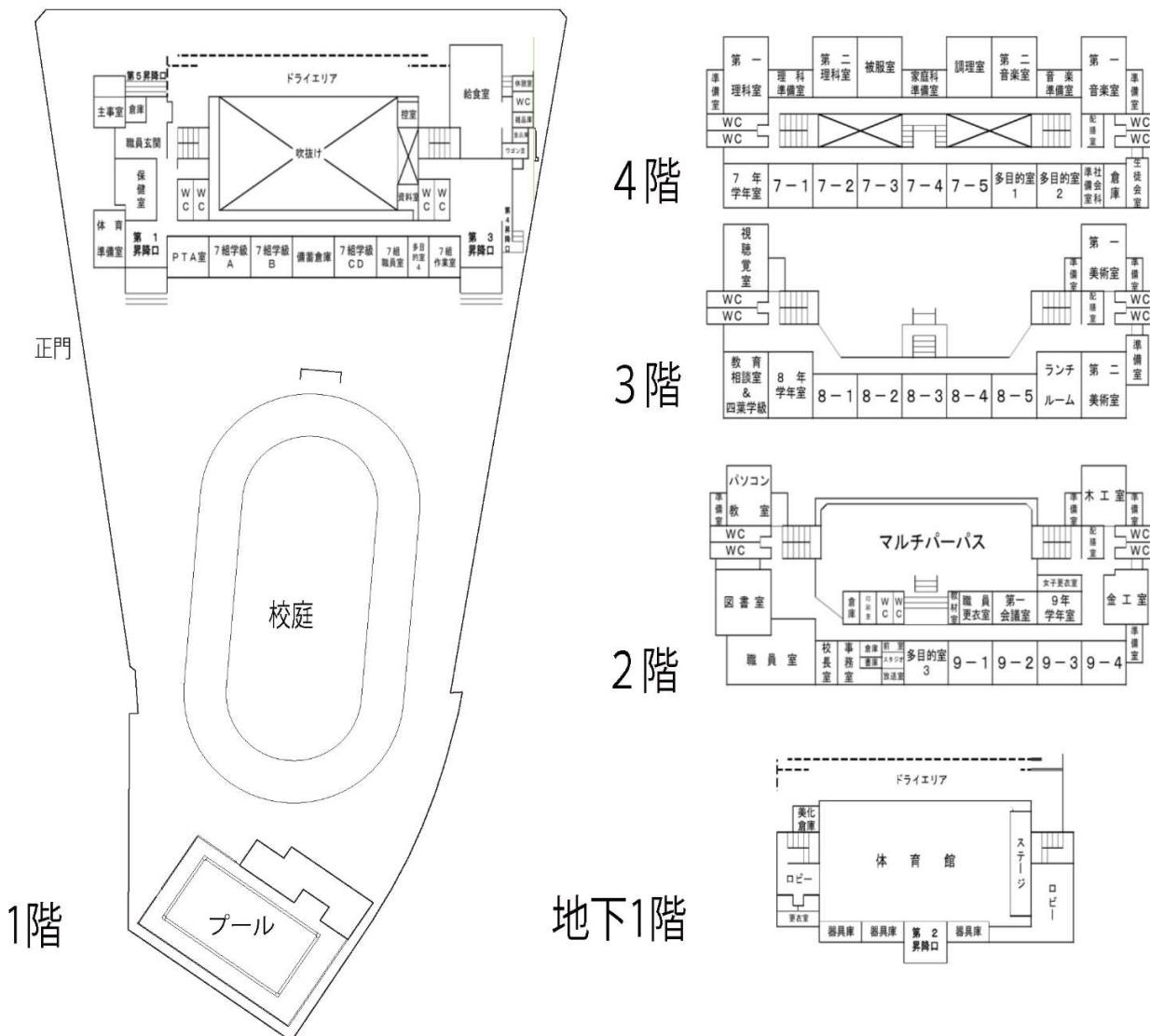
II-3-3 施設環境

(1) 現在の施設概要 (令和3年度施設台帳に基づく)

○敷地面積 12,359 m²

○保有面積

校舎	6,979	m ²
給食室	288	m ²
屋内運動場	1,283	m ²
プール棟 (屋内)	151	m ²



【平面構成図】(令和3年度 板橋区立志村第四中学校 校舎案内図)

(2) 普通教室



- 各教室の黒板横に電子黒板が設置。黒板、電子黒板両方を使用。
- 黒板前は、上記に加え教卓・電子黒板用の機器 BOX 等があり、密度が高い。
- ロッカーは一人一マス割り当てられているが、教材が置かれている。

計画課題

- ・今後の教育方針に適合した教室備品の見直しが必要。
- ・個人ロッカーの適正寸法を確保することが求められる。
- ・各教室の備品用収納棚が必要。



- 開口は南向きであり、校庭を望むことができる。
- 各教室空調機二台、扇風機 4 台が設置。
- バルコニーが設置されているが、利用されていない。

計画課題

- ・遮光と採光、換気の確保を満たした合理的な窓周りの検討が必要。
- ・窓からの眺望は良好のため、これを活かした施設計画を要する。
- ・冷暖房負荷を軽減し、空調に頼り切らない室内温熱環境維持の方法を検討する必要がある。

(3) 特別支援学級



○普通教室同等の広さの部屋を適宜必要な用途に合わせて使用している。

○一人あたりのロッカースペースは普通教室よりも大きい。

計画課題

- ・少人数の利用や、適宜利用形態に合わせ調整できる順応性の高い室を計画する必要がある。
- ・備品の収納スペースの確保が必要。

(4) 特別支援教室



○普通教室同等の広さの部屋をパーティションで仕切り、適宜必要な用途に合わせて使用している。

○見通しは悪い。

○備品の置き場所にもなっている。(それらの置き場所とは白板にて分断)

○黒板は現状、掲示板として利用。

計画課題

- ・少人数の利用や、適宜利用形態に合わせ調整できる順応性の高い室を計画する必要がある。
- ・備品の収納スペースの確保が必要。

(5) 図書室



- 職員室に隣接して図書室が設置されている。
- 廊下から内部の様子が分かりにくく、入りにくい雰囲気がある。
- 普通教室の 1.3 倍程度（特別教室同等程度）の面積である。
- 図書室前には、待合スペース（打合せテーブル+椅子）があり、賞状等も展示されている。

計画課題

- ・生徒の利用を促す建物内の室構成や、利用を促す仕組みづくりが必要となる。
- ・図書室内に机を設置しているが、あまり快適とは言えず、学級単位の授業では利用しにくいなど問題が散見される。快適な座席づくりと、学級が着席できる広さ、席数を最低限用意する必要がある。

(6) 職員室



- 机が最大限に配置されており、机の上も多くの資料で埋め尽くされている。
- 廊下側の壁面は収納棚で埋め尽くされている。
- 普通教室同様、廊下側に出入口以外の開口は設けられていない。
- 廊下から内部の様子が分かりにくく、入りにくい雰囲気がある。
- 職員室前には、待合スペース（打合せテーブル+椅子）があり、来客・生徒へ対応しやすい。

計画課題

- ・教員の執務環境を改善し、ゆとりのある空間とする必要がある。
- ・教科の資料、個人の持ち物、校務分掌の資料などが整理・管理しやすい、十分な収納の確保の考慮を要する。
- ・セキュリティの高い場所を十分に確保した上で、学習相談等の生徒対応の場所といった開放的な場所の必要性を考慮して室構成を計画する必要がある。

II-4 通学区域

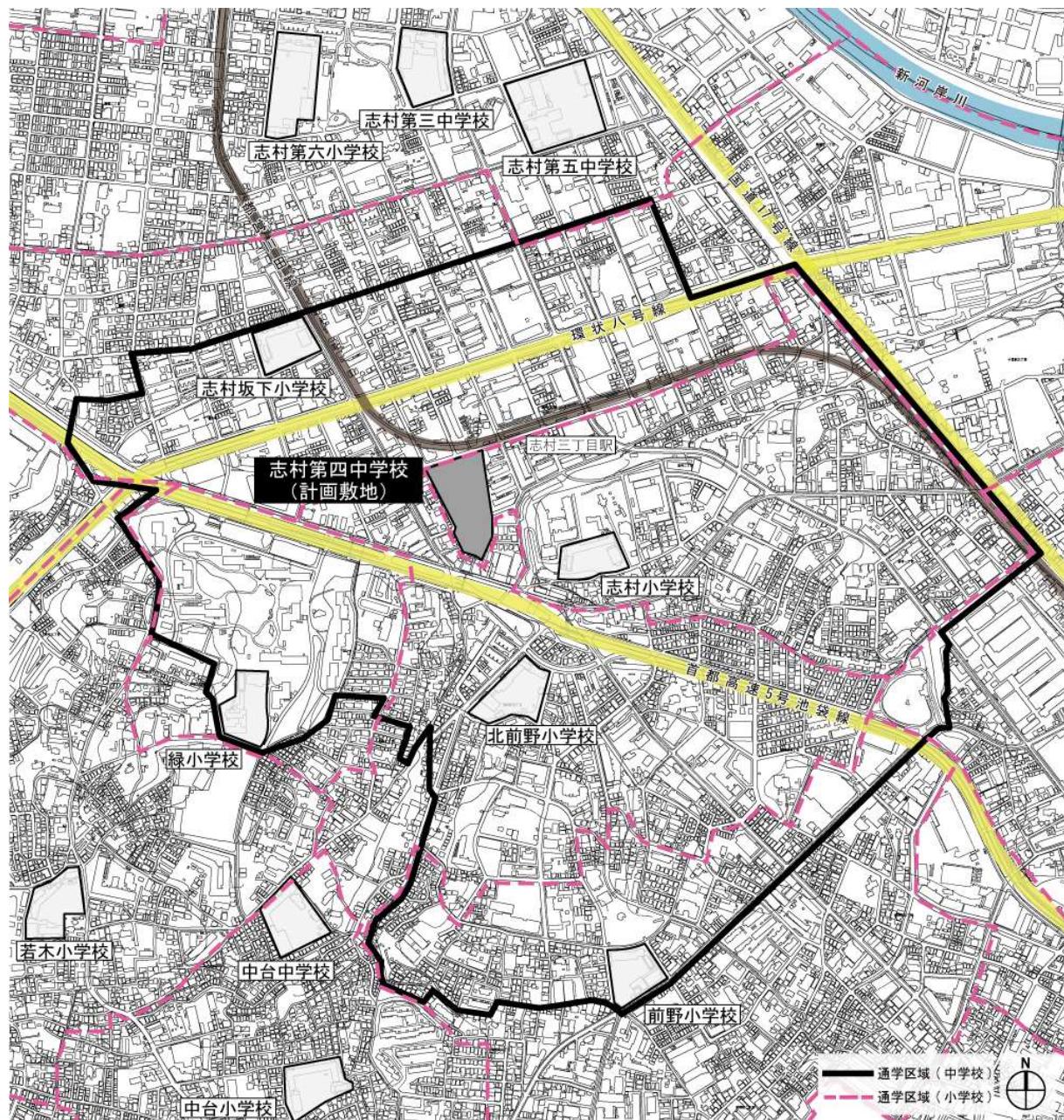
II-4 通学区域

志村小・志村第四中学校の通学区域は板橋区の中央に位置する。

志村第四中学校の通学区域内には、環状八号線、首都高速5号池袋線、都営地下鉄三田線をはじめとする大きな交通網が通っている。

志村第四中学校の通学区域には、志村小学校の通学区域と、志村坂下小学校、緑小学校、北前野小学校、前野小学校の通学区域の一部分が含まれている。

志村小の通学区域の東側から通う児童は、通学距離が延びることから、計画敷地及び新校舎へのアプローチについては検討が必要である。



【通学区域図】志村小中学校・志村第四中学校

III 章 計画条件

III-1 敷地概要

III-1 敷地概要

① 敷地所在地 東京都板橋区志村3丁目33番1号他12筆

② 敷地面積 12,713.04 m²

※平成20年 区立志村第四中学校地上プール改築工事

許可申請及び敷地 求積図・求積表による

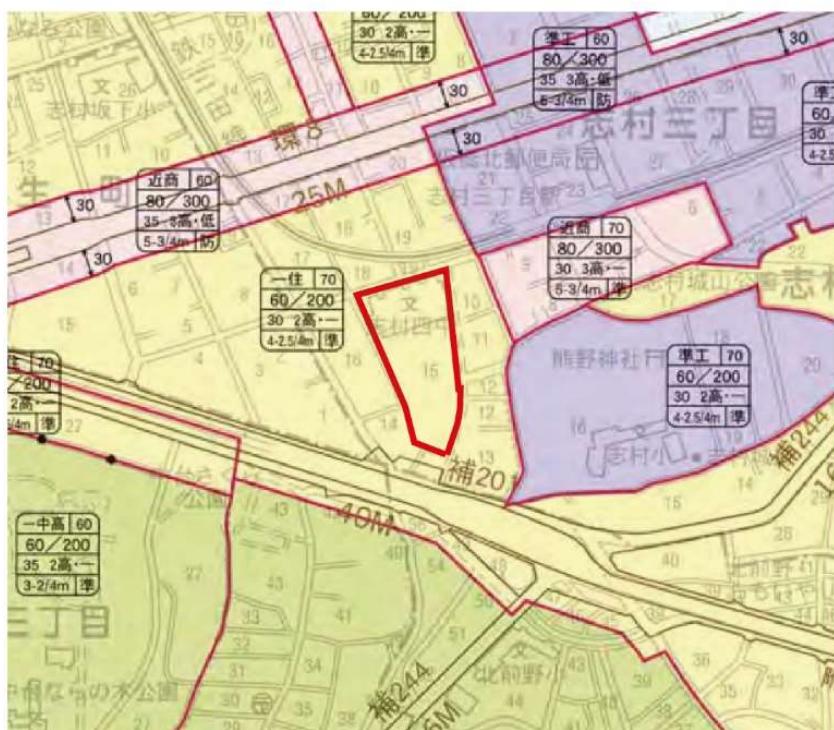
III-2 敷地条件

III-2-1 都市計画事項

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 用途地域 | 第一種住居地域 |
| ② 建蔽率 | 60% |
| ③ 容積率 | 200% |
| ④ 防火地域の指定 | 準防火地域 |
| ⑤ 高度地区 | 第二種高度地区、最高限度30m |
| ⑥ 日影規制 | 4h, 2.5h/4m |

【都市計画図（I）】用途地域、建蔽率、容積率、高度地区、防火地域、日影規制等

用途地域図の記号	
用途地域	準工・特 60
並び率(%)	80/300
絶対高さ(高度地区)(m)	35-3高・低
4-2.5/4m 準	最高限度高さ地区(7m) 防火・準防火地域 限:準防火域 限:防火地域
規制の場合 〔35m 第3種高さ地区〕 どうぞまことに	日影規制(時間:測定面)
※「一」は、その指定・規制がない地区です。	
一低	第一種低層住居専用地域
一中高	第一種中高層住居専用地域
二中高	第二種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工・特	準工業地域(第二種特別工業地区)
準工	準工業地域
工業・特	工業地域(第一種特別工業地区)
工業・産	工業地域(都市型産業育成地区)
工専・産	工業専用地域(都市型産業育成地区)
工専	工業専用地域



【都市計画図（II）】都市計画道路、地区計画

表示	項目	関係法令
	道路(完了)	都市計画法第11条第1項第1号
	(未着手)	同上
	公園(完了)	都市計画法第11条第1項第2号
	都市高速鉄道	都市計画法第11条第1項第1号
	一団地の住宅施設	都市計画法第11条第1項第8号
	地区計画	都市計画法第12条の4第1項第1号
	沿道地区計画	都市計画法第12条の4第1項第4号 幹線道路の沿道の整備に関する法律



III-2-2 周辺道路の状況

- 北側：公道 認定幅員 6m (建築基準法 42 条 1 項 1 号道路)
- 西側：公道 認定幅員 6m (建築基準法 42 条 1 項 1 号道路)
- 東側：出井川緑道

III-2-3 関連する主な法令・条例

① 関係法令

- ・建築基準法、建築基準法施行令
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・バリアフリー法
- ・学校教育法
- ・道路交通法
- ・土壤汚染対策法
- ・省エネ法
- ・文化財保護法

② 東京都条例

- ・東京都建築安全条例
- ・東京都中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・東京都火災予防条例

- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・東京都駐車場条例
- ・東京都における自然の保護と回復に関する条例
- ・東京都環境確保条例

③ 板橋区条例

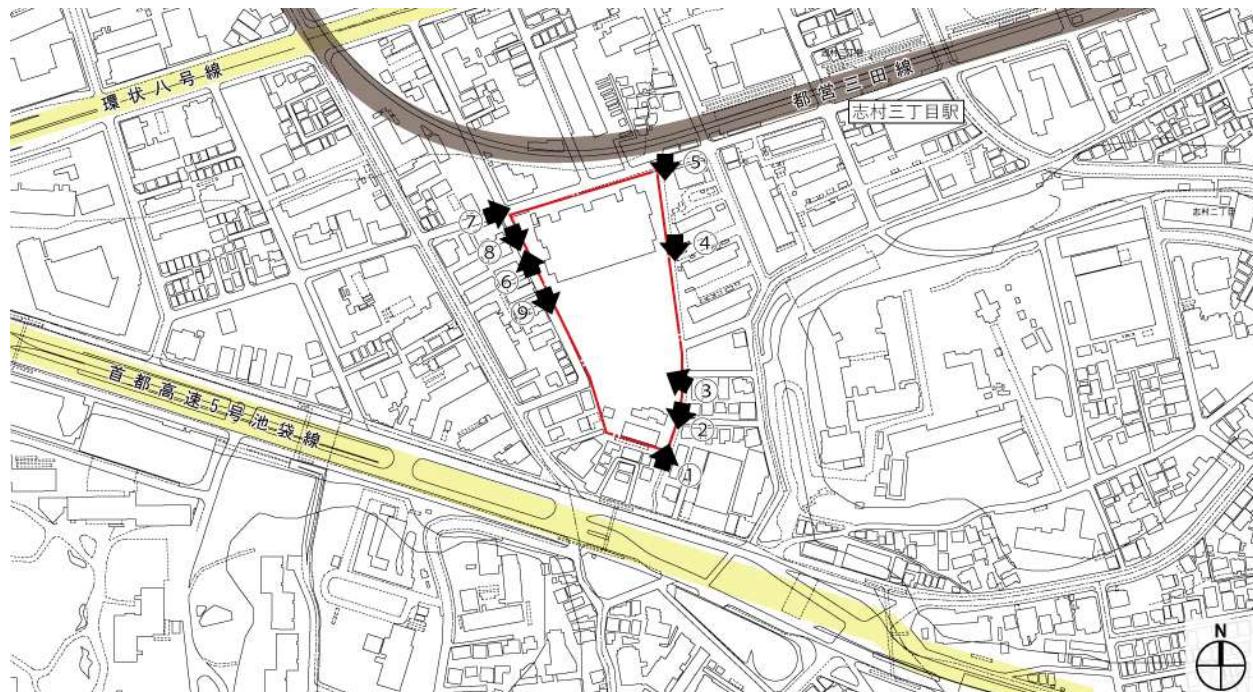
- ・板橋区 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・板橋区 福祉のまちづくり整備指針
- ・板橋区 廃棄物条例
- ・板橋区 緑化の推進に関する条例

※今後の協議により変更の可能性があります。

III－3 周辺環境

III－3－1 敷地周辺状況

本敷地は、都営三田線志村三丁目駅の南側に位置する。敷地北側を東京都道 311 号環状八号線、南側は首都高速 5 号池袋線、東側は出井川緑道のある立地となっている。





① 既存プール東側緑道を見る



② 出井川緑道から首都高速を見る



③ 手前緑道と校庭を見る



④ 出井川緑道を見る



⑤ 東側駐輪場を見る



⑥ 北西部交差点を見る



⑦ 北側歩道を見る



⑧ 西側道路（歩道）を見る



⑨ 西側道路（歩道）を見る

III-3-2 水害への対応について

本敷地は荒川氾濫時の洪水ハザードマップ（荒川水系荒川洪水浸水想定区域図 H28年版より掲載 72時間雨量 632mmを想定）では、想定される浸水深さが3~5mである。したがって、屋内運動場や防災備蓄倉庫、防災設備機器の設置階については、十分検討する必要がある。

IV章 計画の組み立て

IV-1 施設計画の課題と目標

現場調査や施設に関する要望を聞いた教職員・児童・生徒へのヒアリング、保護者等のアンケート、「志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会」からの提言を踏まえた、志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校としての計画目標を「計画目標（I）」として示す。さらにⅠ章にて記載の「I-1 学校づくりの基本方針」、「I-2 学校施設の基本方針」に基づいた板橋区の学校施設としての計画目標を「計画目標（II）」として示し、基本方針を具体化した施設環境の在り方の整理を行う。

【全体計画】

（1）施設づくり（まなび・空間）

○計画目標（I）

- ① 児童・生徒・教職員など全ての利用者にとっての多種多様な居場所がある計画とする。
- ② 吹き抜けや大階段、半外部空間などによる開放的な空間がある施設とする。
- ③ ユニバーサルデザインやインクルーシブ、ジェンダーレスを意識した計画とする。
- ④ 様々な学習形態に対応できる計画とする。
- ⑤ 家庭ではできない取組にて多種多様な価値観を学べる計画とする。
- ⑥ 地域や他施設との複合化や共用化を促進し、地域の活性化に寄与する計画とする。

○計画目標（II）

- ① 9年間を通じた教育活動が実践できる施設とする。
- ② 児童・生徒の発達段階やユニバーサルデザインに配慮した施設環境を整備する。

（2）校舎の配置、空間

○計画目標（I）

- ① 西側、南側の住宅地へ校舎から生じる日影、騒音、視線などに配慮した計画とする。
- ② 校舎が首都高速池袋線あるいは都営三田線に近接する場合には、防音対策を講じる。
- ③ いじめ対策にも寄与できる死角を作らない空間づくりを行う。

○計画目標（II）

- ① 景観に配慮し、親しみやすく、明るいイメージを発信できる校舎とする。
- ② 中庭等を設けるなど、自然通風・日照等の確保に努める。
- ③ 学校の環境条件・地域特性を活かす。
- ④ 校地周囲に対する改築の影響に配慮し、周辺環境が向上する計画をめざす。
- ⑤ 小中連携が図れるように配慮する。
- ⑥ 子どもの発達段階・特性に応じた学年の区切りを意識した取組や、小学校と中学校を“つなぐ”円滑な移行のための期間という考え方を取り入れた配置計画とする。
- ⑦ 移動空間では他学年との出会いや活動の様子が分かることで、交流・興味を育む計画とする。

-
- ⑧ ゾーニングやフロア区分、色分け・材質分けなどの教室環境の変化を持たせることで成長段階を実感できる計画とする。
 - ⑨ 教科担任制の導入、小・中学校相互の乗り入れ指導など小学校段階の低・中・高学年用及び中学校段階用とそれぞれ教室周辺の利用環境を考慮して普通教室と特別教室などを配置する。

(3) 敷地の有効利用

○計画目標（I）

- ① プールは校庭面積の確保及び視線対策により、校舎と別棟ではなく、屋上など校舎棟への配置とする。
- ② 屋外スペースは、児童・生徒が混在しないような配置や設えとする工夫を行う。
- ③ 志村小敷地においては、一貫型学校の運営や防災物資の保管倉庫など地域活動を補填できる整備を行う。

○計画目標（II）

- ① 屋上や傾斜地を有効利用する。（屋上プール・太陽光発電・ヘリサイン等）
- ② 屋外スペースを整備し、子どもが有効に活動できる場所に配慮する。

(4) 門・アプローチ

○計画目標（I）

- ① 西側・北側道路からのアプローチに加え、通学距離が、延びる児童へ配慮し、計画敷地及び新校舎へ東側の出井川緑道からアプローチできる計画とする。
- ② 1か所にかたまらないよう、計画敷地及び校舎への出入りを分散した計画とする。

○計画目標（II）

- ① 「学校の顔」となる門やアクセス経路をつくる。
- ② 校地の条件や通学状況、安全性・防犯に配慮した門や塀の配置計画とする。
- ③ 避難時や防犯対策を考慮したうえで、安全かつ円滑に入り出しができるアプローチ方法や通路幅・空間を確保する。
- ④ 登下校時のアプローチ空間は、日常的に自然に異学年交流を生む空間として計画する。
- ⑤ 校地外周の歩道を整備し、周囲の道路環境、景観を改善する。
- ⑥ 防犯のため、囲障については校地内外の見通しを確保する。

(5) 避難経路（安全管理）

○計画目標（I）

- ① 小学生、中学生が一斉に非難する際にも安全性が確保される計画とする。
- ② 避難時に1か所にかたまらない経路がとれる計画とする。
- ③ 単独校より高層化されることから、上階からの避難について配慮した計画とする。

○計画目標（II）

- ① 災害時は、避難しやすいようにする。（屋外の避難経路および門の幅員を確保）
- ② 安全に避難できるようにする。（上部落下物や近隣からの危険回避等）

(6) 工事期間中の配慮

○計画目標（I）

- ① 通常時の教育環境に近づける計画とする。
- ② 校庭が使えなくなることから、運動などの屋外活動が行える場所の確保が必要である。
- ③ 計画敷地内への工事車両の進入動線が西側道路に限定されるため、西側の住宅地や通学時の安全に配慮した工事計画が必要である。

○計画目標（II）

- ① 学校生活に影響の少ない建替え方法を検討する。
- ② 通学路を含めて児童・生徒の登下校時の安全な動線を確保する。
- ③ 工事中の騒音や振動、工事車両通行による近隣住宅地への影響に配慮する。

【学校の基幹施設】

(1) 教科学習の場と運営方式

○計画目標（I）

- ① 一人一台端末など、ICTを活かした教科授業に対応できる柔軟な設えとする。
- ② 教科横断型の教育活動も行いやすい計画とする。
- ③ 個別学習、協働学習、発表活動等や2学級3展開等の少人数学習などに対応できる計画とする。
- ④ 教科ごとに特色ある教育環境を整備する。
- ⑤ 主体的・能動的な学習活動や多様な学習方法に対応できる計画とする。

○計画目標（II）

- ① 教室まわりでは、多様な学習活動が展開できるようにする。
- ② 小学校低学年は、校庭の自然を活用した学習が展開できるように、各学級から直接外部へのアプローチについても検討する。
- ③ 中学校においては、教科指導の充実並びに主体的・協働的な学習態度の育成等を教育目標として捉え、学校の運営方式についても比較検討して計画する。

(2) 普通教室・ホームベース

○計画目標（I）

- ① 普通教室の大きさは72m²とする。
- ② 普通教室・ホームルーム教室は学年のまとまりを確保した配置とする。
- ③ 設えの変化によって掲示面が不足しないような計画とする。

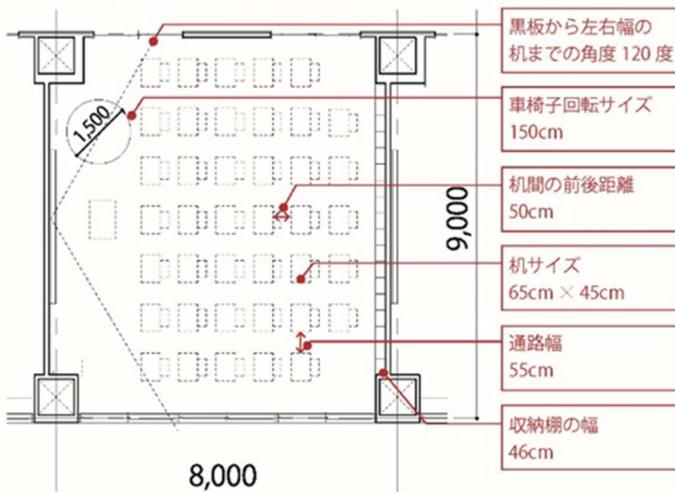
○計画目標（II）

- ① 新JIS規格の机や教科書が余裕をもって配置・収納できる寸法を確保する。
- ② 教室が教育環境を行う最小単位として整えられるよう、収納計画を機能的に行う。
- ③ コンピュータや多様なメディアを随時使用できる高機能な教室とする。
- ④ 中学校で教科教室型運営方式を採用する場合には、クラスづくりや生徒の学校生活の拠点として教室に隣接したホームベースを設ける。
- ⑤ 多様な学習集団・学習用途に弾力的に対応できる教室環境を整備する。
- ⑥ 小学校低・中・高学年および中学校段階で、それぞれ段階に応じた教室環境とする。

- ⑦ 将来の学級数の増減や社会情勢の変化などによる必要諸室の変化に対応するため、普通教室の兼用利用や放課後利用などについても検討する。

普通教室の考え方

普通教室は学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能性を備えたものとし、8m×9mを1コマとする。



(3) 特別教室・教科教室

○計画目標（I）

- ① 教科の特色を生かし、教科の魅力を伝えられる教育空間とする。
- ② 実習や実験等の活動に適した施設設備や什器、備品を配置し、一人ひとりが活躍できるよう少人数のグループ活動が行えるようにする。
- ③ 体格差を考慮しながら、施設の小中共用を図る。

○計画目標（II）

- ① 学級数と時間割に基づき教科の授業時間数を計算し、利用率を勘案して必要数を確保する。
- ② 教科の特色を感じながら、児童・生徒が主体的・協働的に活動できる空間づくりを基本とする。
- ③ 同一教科、あるいは関連する教科ごとに特色のある教室まわりを構成する。
- ④ 主に利用する学年から近い位置に配置する。
- ⑤ 学級数の変化や、教育活動の変更にも対応可能な計画とする。
- ⑥ 家庭科室は、5年生からの利用および授業時間数に鑑み、小中共用で1か所とする。被服スペースについては、多目的スペースとの兼用も検討する。
- ⑦ 稼働率により、小中共用や別用途との兼用、バックヤードの共用使いなども検討する。

(4) 特別支援教育関係室

○計画目標（I）

- ① 落ち着いて学びに集中できる配置計画とする。
- ② 個別指導スペース、協働活動のできるスペースを設ける。

○計画目標（II）

- ① 児童・生徒からも認識される配置とする。

-
- ② 障がいの状態および特性、対象児童・生徒数の変動に応じ、9年間をつなぐ教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行えるよう配置する。
 - ③ 特別支援学級（固定）は、同じ環境で9年間を通した支援・指導を行っていくため、同じフロアへの配置を基本とする。難しい場合は、連携しやすい室配置とするよう配慮する。
 - ④ 教職員スペースとの配置関係についても考慮する。

（5）学校図書館・メディアセンター等

○計画目標（I）

- ① 教科の授業で一人一台端末を利用したグループ学習等も行えるなど、フレキシブルに使えるようにする。
- ② 思い思いに本に親しめ、また、異学年が交流できる場として、多様な居場所を用意する。

○計画目標（II）

- ① 児童・生徒が常に学校図書館を意識できるよう、学校の中心的な位置に置く。
- ② 放課後の児童・生徒が利用しやすいよう配慮する。
- ③ あいキッズでの利用に配慮する。
- ④ 多様な学習、自主的な学習活動を支える場として充実させる。
- ⑤ 情報設備を活用した学習活動ができる環境を整える。
- ⑥ 司書の作業スペースを用意する。
- ⑦ フロア構成・ゾーニングにより1か所もしくは複数か所とし、発達段階に応じた室内レイアウトや学年段階ごとの利用を想定した配置とする。
- ⑧ 調べ学習室等としての役割、多目的スペースとの連携、「あいキッズ」の兼用拠点などを考慮し、校舎内の利用しやすい位置に配置する。

（6）管理諸室

○計画目標（I）

- ① 先生が働きやすく、子どもたちに対応しやすい環境を整備する。
- ② 校内の安全管理を踏まえ、全体が把握しやすい場所に配置する。
- ③ 教職員がリフレッシュでき、また、コミュニケーションの場となるラウンジ空間と、具合の悪い時に横になれる休憩室を設ける。
- ④ 成績資料等の個人情報の管理に配慮し、相談対応スペースと執務スペースを区画できるようにする。

○計画目標（II）

- ① 教職員のための機能を集約し、有機的に統合した執務スペースを確保する。
- ② 安全のため、校地への出入口、進入路、運動場等が見渡せるよう配置する。
- ③ 教職員の連携が図りやすい配置とし、採光と視線確保を両立させる計画とする。
- ④ 教職員の執務環境を充実するとともに、コミュニケーションが図りやすい環境作りを行う。
- ⑤ 学年や教科等のまとまりごとに協力作業、情報交換、教材管理等が行いやすいスペースを設ける。
- ⑥ 印刷整理作業、教材作成・収納のための機能的なスペースを用意し、教材開発を継続的にできる環境整備を行う。

-
- ⑦ 教職員がリラックスし、落ち着いて話のできるリフレッシュコーナー等を用意する。
 - ⑧ 児童・生徒や保護者の相談に対応できる小部屋や小スペースを用意する。
 - ⑨ 職員室は1か所とし、小・中学校の教職員が連携して情報の共有、教育内容の充実、学校運営の円滑化を図ることができるようとする。
 - ⑩ 小・中学校の授業や校務の時間帯の違いなども考慮しながら日常的に意見交換や打合せ、相談ができる環境を整え、フリーアドレスや無線化についても検討する。

(7) 多目的スペース等

○計画目標（I）

- ① 日常的に使いやすい配置とし、多様な学習活動に対応できる計画とする。
- ② 地域連携・開放となる多目的スペースは、災害時の避難所としても利用できるようとする。

○計画目標（II）

- ① 多様な学習形態、集団編成を可能にするオープンスペースや、習熟度別学習等の活用性が高い小教室、廊下に面した学習コーナー、例えば壁面の一部を窪ませた小空間であるアルコープを備えた教室まわりを構成する。
- ② 様々な教材・教具・作品等が用意できるように、機能的な収納倉庫を配置する。
- ③ 教科型教室型（教科センター方式）を基本とする中学校の多目的スペースは、教科特色の作りやすい構成とする。（教材収納等の配置に配慮し、教材掲示を見やすくする）
- ④ 学年や教科のまとまりをつくる配置構成とする。
- ⑤ 学級数増が見込まれる場合、学年や教科のまとまりが崩れないように配慮する。
- ⑥ 教員が作業や打合せを容易に行うことができるスペースや、教材等を保管できる収納を児童・生徒の様子が見え、児童・生徒も立ち寄りやすい位置に用意する。
- ⑦ 児童・生徒の動線を考慮して多目的に利用しやすい位置に計画する。

(8) 体育施設・プール

○計画目標（I）

- ① 利用する子どもの体格差の幅が広いので、安全性に十分に配慮して、のびのびと運動できる運動施設を整備する。
- ② 屋内運動場については、災害時を考慮して、防災備蓄倉庫や内外部との搬入経路を考慮した計画とする。
- ③ プール設置場所により、上下移動距離が長くなる場合は、ソフト面も含めた移動手段、方法について検討を行う。

○計画目標（II）

- ① 体育館アリーナは、学校種別や学校規模、部活動や地域開放状況に合わせた寸法や、まとまりを確保する。
- ② 用具・器具の種類・寸法・量・管理方法等を把握し、十分な収納量と出し入れしやすい形状の器具庫を利用しやすい位置に設ける。
- ③ 集会や式典、発表活動に適した設計（設備・吸音性の確保等）を行う。
- ④ 体育館には冷暖房設備を設置する。

-
- ⑤ 児童・生徒の居場所となるような、観覧する場所の設置に配慮する。上部キャットウォークまでの空間ギャラリーを設置する場合は、下部アリーナへ物の落下が無いように落下防止策を講ずる。
 - ⑥ 屋内運動場などの体育施設は、小学生と中学生が同時に利用できるように複数か所整備する。
 - ⑦ 全校集会や始業式・終業式などの式典の際に9学年が一斉に入れる広さを確保したスペースが必要である。
 - ⑧ プールについては、使用可能期間を延ばす方法を検討したうえで、小学生と中学生とで共用するプールを1か所設置する。

【周辺環境の充実】

(1) トイレ

○計画目標（I）

- ① 自然採光、自然通風を確保し、明るく気持ちの良いトイレ空間とする。
- ② トイレや流し等の水まわりは、掃除がしやすく、いつでも清潔に使えるようにし、掃除具等の収納に留意する。
- ③ 配置や利用者にあった個別機能を備えたトイレとし、適正利用できるよう機能分散化を考慮した全体計画とする。

○計画目標（II）

- ① 自然採光・換気のできる位置に配置し、ドライ床を採用する。
- ② 地域利用等に対して、安全区画の管理が容易にゾーニングできる位置に設ける。
- ③ トイレは洋便器を基本とし、明るく快適な場所となるように留意する。
- ④ 児童・生徒の発達段階の違いを考慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方やジェンダーにも配慮し、全体計画を行う。

(2) 昇降口

○計画目標（I）

- ① セキュリティ、避難計画、屋外での異学年交流を踏まえ、分散などの配置計画を行う。
- ② 鞄箱、傘立て等の大きさを児童・生徒の体格を考慮し計画する。

○計画目標（II）

- ① 校門からの児童・生徒等の流れを受け止める。
- ② 学校管理上の安全性や、教育活動時の管理しやすい視線の確保に配慮する。
- ③ 広さと履き替え方式に配慮し、安全に気持ちよく出入りできるように設ける。
- ④ 複数か所に昇降口を設置する場合は、管理上のセキュリティに十分配慮する。

(3) 運動場・屋外施設

○計画目標（I）

- ① 安全性や動線が重ならない配慮として、校庭とその他の複数の屋外活動スペースを設ける。
- ② 屋外運動場は、十分な日当たりと通風を確保や、人工芝の採用など、水はけを良くした計画とする。

-
- ③ 屋外活動で利用するための屋外トイレを、運動場からの死角にならない位置に設ける。
 - ④ ビオトープや畠、緑のカーテンなど自然を感じられる体験型の学びの環境を整備する。
 - ⑤ 志村小学校敷地には、第二グランドとクラブハウスを設置する。

○計画目標（II）

- ① 運動場は体育授業や、部活動（中学校）の種目が行いやすい配置とし、天候や季節による影響を受けにくい計画とする。
- ② 屋外活動スペースとして、土、自然を感じられる教材園やビオトープ、花壇などを必要に応じて整備する。
- ③ アプローチや校舎まわりの環境を整え、周辺の町並みと調和した環境とする。
- ④ 校庭は、地域開放をはじめとする地域との繋がりには欠かせないスペースであるため、地域関係者の利用に配慮した計画とする。
- ⑤ 小学校と中学校との合同行事に対応できる広さを確保する。
- ⑥ 行事に来校する保護者や関係者が観覧できるスペースを確保する。
- ⑦ 小学校の遊び場（特に放課後の「あいキッズ」での活動）と、中学校の部活動の実施場所を区分けする。
- ⑧ 校庭および運動スペースをサブグランド・中庭・広場・屋上等を含んで複数か所確保することを基本とする。

(4) 発表・集会・交流スペース

○計画目標（I）

- ① 保護者や地域関係者との交流の場は、低層階への配置を検討する。
- ② 行事や給食等を通じた小中の交流を育む計画とする。
- ③ 小中一貫連携教育「学びのエリア」を推進するため、志村坂下小、北前野小、緑小の児童、生徒、教職員との協働・交流スペースを計画する。

○計画目標（II）

- ① 学習発表・集会・給食・行事・学年や異学年の交流など、多目的に使用できる機能的スペースを設ける。
- ② 配置、広さ、設備等に配慮のうえ、保護者や地域関係者の交流に配慮する。
- ③ 小中連携や、異学年交流、学びのエリアの交流を促進する空間・スペースを計画する。

(5) 生活スペース

○計画目標（I）

- ① 廊下・階段等の共用部分はユニバーサルデザインに配慮し、安全で、移動しやすい空間とする。
- ② ベンチ等を設けるなどし、児童・生徒の交流や居場所となる計画とする。

○計画目標（II）

- ① 学校全体をゆとりと潤いのある豊かな生活空間とする。
 - ② 流しは手洗い・歯磨き・うがい、掃除、図工・美術・書道などの利用状況の違いや、児童・生徒の体格に留意して、配置、器具数、形状、設備等を計画する。
 - ③ 更衣スペースは、各階へ設置するなど使いやすい配置とする。
-

-
- ④ 通路や階段等は、日常、非日常の集中度を考慮した幅員を確保する。
 - ⑤ 体の成長の段階にあわせた寸法・設備とする。
 - ⑥ 清掃や器具の取替え等、日常のメンテナンスがしやすい設計とする。

(6) 保健室・相談室

○計画目標（I）

- ① 心の健康相談に対応するために、音の仕切れるカウンセリング室を保健室のそばに設ける。
- ② 相談室を設け、児童・生徒の一時的な居場所としても使えるようする。
- ③ クールダウンや個別指導が行いやすい小部屋またはスペースを整備する。

○計画目標（II）

- ① 保健室は運動場に近く、救急車等の緊急車両が近寄りやすい配置とする。
- ② 児童・生徒から存在が意識され、また教職員の目が届きやすい配置とする。
- ③ 保健室、相談室の各室は、トイレとの配置関係に留意する。
- ④ 保健室内には、シャワーブース付きのトイレの設置を検討する。
- ⑤ 空間に余裕がある場合は、児童・生徒用と別に教職員用のスペースを確保する。
- ⑥ 保健室は、1か所もしくは複数か所の配置とし、使用頻度や来室目的を考慮し発達段階に応じた心と体への対応に配慮できる空間とする。
- ⑦ 子どもたちの発達段階に応じた心と体への対応に配慮できる空間とする。

(7) 給食調理室・配膳室

○計画目標（I）

- ① 給食室や配膳室は、汚染区域と非汚染区域の分離など、衛生面と安全面に十分配慮する。
- ② 情報掲示スペースを設け、また調理の様子を生徒が見ることができる工夫を行い、食育につながるようにする。
- ③ 発災時の炊き出し等にも対応できるよう、給食室や家庭科調理室の配置や設備に配慮する。

○計画目標（II）

- ① 学校給食衛生管理基準に基づき、HACCP（ハサップ）の考え方を計画的に取り入れるよう工夫する。
- ② 給食の搬出、食器搬入の衛生経路確保と、児童・生徒の動線確保に配慮する。
- ③ 給食調理室は、災害時に長期的な避難所生活としての役割を担える場合を想定して、体育館の近くに配置する。
- ④ 給食室、食材搬出入口、調理員休憩室は1か所とし、食材納品を考慮し1階（道路に接する階）に配置する。
- ⑤ 小・中学校の調理が可能となるように2系統調理の設備及び面積を確保する。
- ⑥ 運搬動線を考慮した配膳室や小荷物昇降機の設置を計画する。

(8) あいキッズ

○計画目標（I）

- ① 遊び場などの活動場所の配置については、安全面に配慮する。
 - ② 学校とのセキュリティに配慮し、独立した出入口の整備などを検討する。
-

○計画目標（Ⅱ）

- ① あいキッズとして活用する部屋は十分なスペースを確保し、学習や読書等の静的な活動や遊び等の動的な活動など、活動内容に応じて使い分けられるようとする。
- ② 個人情報等の書類の管理等が適切に管行える指導員室を確保する。
- ③ 室内外の児童の活動の様子が分かりやすいように配慮する。
- ④ 学校活動に支障がないよう配慮しつつ、校庭・屋内運動場・学校図書館・一部の特別教室などは「あいキッズ」との兼用使いを基本としたゾーニングを行う。

【防災・防犯機能の向上】

（1）防災拠点としての施設整備

○計画目標（I）

- ① 防災備蓄倉庫は床面積 100 m²程度とし、体育館と同じ階への設置を検討すること。
- ② 災害時に使用する施設を 2 階以上に設置する場合は、車椅子利用者等の避難や物資の搬入に対応できるようエレベーターとの配置に考慮した計画とする。
- ③ 屋内運動場等の避難場所、トイレ、防災備蓄倉庫等の必要なスペースを近づけて、避難生活の利便性を高めるとともに、学校運営に支障のないゾーニングとする。

○計画目標（II）

- ① 災害発生直後の避難所では、避難者のアクセスや物資配給の容易性を重要視して機能できるよう配慮する。
- ② 避難生活が中長期化する場合には、復旧する段階ごとに要求が変化していくので、段階ごとに変化する要求にも対応できるよう配慮する。
- ③ 防災備蓄倉庫は、ハザードマップでの指定状況や避難所として主に利用することとなる屋内運動場との物資運搬動線を考慮した配置計画とする。

（2）災害に強い学校施設

○計画目標（I）

- ① 荒川氾濫時に想定される浸水深さが 3～5 m であることから、災害時に必要となる体育館や防災備蓄倉庫、防災設備機器の設置階については、2 階以上での配置を基本としてゾーニングの検討を行う。
- ② 浸水深さレベルに配置される室については、浸水に配慮した検討を行う。

○計画目標（II）

- ① 大地震後、構造体に大きな補修をすることなく、被災者の円滑な受け入れなどの機能が継続できる施設とする。
- ② 非構造部材の安全性に対し、詳細な箇所にも留意する。

（3）安全・防犯対策が整った施設整備

○計画目標（I）

- ① 原則、防犯カメラは敷地外からの出入り箇所に設け、校務センター等で監視できる計画とする。
- ② 児童・生徒の通学時の昇降口までのアプローチを、教職員等が視認しやすい計画とする。

○計画目標（Ⅱ）

- ① 校地の内外からの視認性を高め、死角をつくらないように配慮する。
- ② 学校内における連絡・通報手段と、外部への通報方法について配慮する。
- ③ 転落・衝突・挟まれ・転倒等による事故防止に対して十分検討し、平面計画や配置詳細設計において対策を行う。
- ④ 校地の外周部はフェンスにより侵入を防ぎつつ、周囲からの視認性を確保した計画とする。
- ⑤ 職員室又は校務センターから、児童・生徒の通学路かつ来客（徒步）の出入口が視認できる計画とする。

【施設環境の充実】

（1）地球環境に配慮した建築環境・設備

○計画目標（I）

- ① 施設面、運営面、教育面の3つの視点からエコスクール化やZEB化をめざした計画とする。
- ② 自然採光を生かして照明負荷を低減し、また学校運営や利用形態を踏まえて適切なゾーニングを行って冷暖房効率を高めることなどにより、消費エネルギーを低減した計画とする。
- ③ 断熱性の確保、中庇による日照調整、エネルギー管理システムの導入等により、省エネルギー化を図り、区の「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえた施設整備を行う。

○計画目標（II）

- ① 太陽光発電、自然採光/通風を生かした自然エネルギーの活用、再生可能エネルギーの利活用を促進する計画を行う。
- ② エネルギー効率の高い新技術の導入を図り、脱炭素社会への配慮をしていくとともに、エネルギー活用を「見える化」して教材として活用できるよう配慮する。
- ③ 学校地内、および周辺の自然環境を生かして周辺環境の向上をめざす。
- ④ 区が交流・提携している姉妹都市等の木材を積極的に利用し、健康で木のあたたかみが感じられるようにする。

【学校と地域の連携・協働】

（1）地域と学校のかかわり方

○計画目標（I）

- ① 学校と地域での合同の防災訓練等が実施しやすい施設とする。
- ② 学校行事の観覧や授業参観などの学校利用しやすい施設とする。
- ③ 地域住民の学習支援の場となる機能をもった施設とする。
- ④ 地域、子ども、教員が交流できるコミュニティスペースを設置する。
- ⑤ 地域との活動状況が見える「地域の顔」となる施設とする。

（2）地域と学校が連携・協働すべき室とその配置

○計画目標（I）

- ① 放課後に部活動などで使用のない室については、地域開放できる可能性があるため配置に配慮した検討を行う。
- ② 音が生じる地域活動に対応できるよう、音楽室についても検討する。

-
- ③ 低層階に配置するなどのアクセス面に配慮する。
 - ④ 現状、陶芸小屋を地域で利用しているので、配慮した計画とする。
 - ⑤ 地域とのイベント開催時や災害時に使用する部分については、メイン道路である北側道路からのアプローチに配慮する。
 - ⑥ 地域連携ゾーンは、正門や屋外活動スペースとの動線に配慮した計画とする。
 - ⑦ 災害時開放される部分については、校庭と連携がとりやすい配置とする検討を行う。

○計画目標（II）

- ① 「板橋区立学校施設標準設計指針」にて挙げられている室を原則として検討を行う。
- ② 地域と学校が連携・協働すべき室は、利用や管理がしやすいゾーニングから学校活動時の動線と、管理運営の動線が両立するよう計画する。
- ③ 地域に開放する施設や範囲をゾーニングし、学校や地域の特性に応じた防犯対策・安全性を確保したうえで、休日利用も踏まえた地域利用のできる室として計画する。
- ④ 保護者や地域住民などが学校運営を支援する取組の利用も考慮した計画とする。

【将来的課題への対応】

（1）施設の長寿命化

○計画目標（I）

- ① 将来の技術革新などを考慮し、変化に対応しやすい計画とする。
- ② 日常的な清掃、給排水や空調等の維持管理、設備の更新（改修）が行いやすいようにし、それらに係る人的負担や費用の低減を図る。
- ③ 今後の教育を取り巻く環境の変化に対応できるよう、可変的な設えや配置を積極的に検討する。

○計画目標（II）

- ① 機能等の変化に対して柔軟に対応でき、汚れや傷みが生じにくく、修繕や設備の更新がしやすいなど、長寿命な施設となるよう総合的な検討を行う。
- ② 清掃や交換など、日常的な維持管理のしやすい仕様にする。
- ③ 学校施設の主な利用者となる、児童・生徒に対しても「校舎を大切に使う」ことについての教育を進める。

【その他】

（1）文化・歴史の保存

○計画目標（I）

- ① 学校や地域の歴史を残す展示スペース、教材となる歴史的資料を残す資料スペースを設置する。
- ② 展示スペースについては、来客等の動線を考慮した配置とし、資料スペースについては、歴史的資料を使用する授業、活動を考慮した配置とする。
- ③ 記念樹や二宮金次郎像などについては、移植や移設の検討を行い、できない場合は学校や地域の意見を伺い、保存や保管方法を検討する。

(2) 不登校対策

○計画目標（I）

- ① 自宅と教室の緩衝地帯となる居場所を整備する。
- ② リラックスでき、落ち着けるよう、配置や設えに配慮する。

○計画目標（II）

- ① 不登校対応における学校内で安心して過ごせる居場所を確保する。

IV-2 運営方式

令和元年12月に取りまとめた「オープンスペース型運営方式・教科センター方式検証報告書」を踏まえ、小学校については、多様な授業展開に対応できる多目的スペースを活用した特別教室型運営方式を採用する。中学校については、主体的・協働的な学習活動や、教科担任制を効果的に展開するために教科教室型運営方式を採用する。

○運営方式に伴う考え方

(1) ゾーニング等の基本的事項について

- ・教科教室型運営方式においては、国語・数学・社会科・英語など、これまで専用の教室を持たなかった教科も、教科ごとに特色ある教育環境を整え、教科の魅力を伝えられる空間づくりをめざす。
- ・教科教室型運営方式においては、授業ごとに移動があるため、移動距離を減らし、コンパクトな構成とすることが求められる。
- ・敷地条件と屋外運動場の確保により、新校舎は5~7層の中高層の計画になる可能性が高い。そのため上下の移動の負担を増さないように、利用頻度の高い教科のゾーンを同一階や上下階にまとめるなどの配慮を行う必要がある。
- ・使用用途の転用や運営方式、学習活動などの変化に対応できる設えとする。

(2) ホームルーム教室・ホームベースについて

- ・多目的スペースを活用した特別教室型運営方式においては、多様な授業展開を可能とする設えとなるよう、教室、廊下、多目的スペースなどの配置を検討していく。
- ・教科教室型運営方式においては、個人机のある教科教室は学級のホームルーム教室としても利用できるようにし、ホームルーム教室に隣接した位置に学級専用のホームベースを設ける。
- ・ホームベースは隣接するホームルーム教室と直接繋がるようにし、一体的な利用も可能となるようにする。

【参考】

○運営方式について

学校の教室は、授業で主に使う教科と集団編成により、大きくは3つの分野に分類されている。具体例としては、普通教室（特定の学級／複数の教科）、特別教室・教科教室（複数の学級／特定の教科）、学校図書館・パソコン教室・視聴覚室等の共通学習諸室（複数の学級と教科）に分けられる。その組み合わせの仕方によって、学校の運営方式が設定することができ、生徒と教員の動きや教室の環境構成が異なってくる。

普通教室と特別教室の組み合わせによる、従来の一般的な形を「特別教室型運営方式」という。

特別教室型運営方式では、普通教室が学級教室となり、学級の場所が安定し、生活指導が行いやすいという視点で評価される。

一方、国語・社会・数学・英語等の教科=一般教科については教室が共用となるため、教科担任制の中学校では教科独自の教材の用意や環境づくりがしづらく、教室が無性格になる傾向がある。

これに対し、教科ごとに専用の教室を設ける新たな方式を「教科教室型運営方式」という。「教

科教室型運営方式」は教科ごとの要求に応えた教室計画ができる。

○教科センター方式とは

教科教室型運営方式のうち、教科もしくは関連する教科教室をまとめて教科のメディアスペースとなる多目的スペース、教科教材室等を組み合わせて教科センターを構成する配置を特に「教科センター方式」と呼ぶ。

板橋区では、「教科センター方式」による運営可能な施設整備を区立赤塚第二中学校で初めて行った。区で2校目となる同方式を採用する区立中台中学校の校舎改築を終え、平成28年度より学校運営がスタートした。さらに、令和4年度からは、区で3校目となる同方式を採用する区立上板橋第二中学校も学校運営をスタートした。

上記3校舎の実績を踏まえ、教科センター方式の特長を次のように整理できる。

- (1) 教科教室と教科のオープンスペース、教科研究室等を組み合わせた「教科センター方式」に、教科関連の学習メディア（図書、教材、視聴覚教材、コンピュータ、学習成果物など）を用意して、教科学習にふさわしい教育環境の中で教科担任制のもと、多様な学習活動が展開できる。
- (2) 授業の準備が事前にできているため、50分を全て授業時間に割り当てることが可能となる。
- (3) 教科担任制に基づくチームティーチングなど、教員の協力体制に基づく教育活動が展開し易い状況が生まれ、社会科でチームティーチングを実践している。
- (4) 教科内連携が高まり、同じ教科担任による教科部会が日常的に行われるようになっている。
- (5) 教科準備室で教材研究や教材作成をするなど、同じ教科の教員で話し合う時間が増えたことにより、ベテラン教員から若手教員への教科指導の良い場となっている。
- (6) 揭示された教材や学習成果物が、生徒に対して学習意欲への動機付けとなっている。
- (7) 生徒が自ら、次の授業に向かうという行動を通して、学習に対する自主的、積極的な意識、態度を育てることができるため、授業に臨む前向きな姿勢になってきたと評価できる。
- (8) 生徒が学校全体を移動することで、学校全体を自分の生活の場として、各生徒が自律的な学校生活を組み立てられるようになっている。
- (9) 全校生徒が学校全体を利用する特色を生かし、全教員が全生徒を見る意識に繋げている。
- (10) 教科の教室がまとまっていることにより、生徒は他学年の学習内容を断片的ではあるが、つかむことが出来る。このことがこれからの学習への意欲につながる。
- (11) 教室移動が前提となることをきっかけとして、学級への帰属意識を育てる学級づくりが積極的になるという意見もある。

○教科センター方式の留意点

教科センター方式における留意点を以下に示す。

- (1) 教科ごとあるいは教科を関連づけて教科センターを構成する。
 - ・教科教室、小教室、教科ステーション（研究室・教材室・コーナー）、教科のオープンスペース（メディアスペース）等を組み合わせて教科センターを構成する。
 - ・教科の特色に応じた学習環境が構成できるように、掲示版の面積、家具（教材棚、各種の机、ついたて等）を十分に確保する。
 - ・教科教室や教科メディアスペースは、教科ごとの要求を十分に把握して、それに応えた特色あ

る設計とする。

- ・各学級にホームルーム教室（学活や試験等の教室になる）として、個人机の置かれた教科教室を割り当てる。
- ・教科教室は、教科の学習の場と学級のホームルーム教室という2つの性格を持つ。
- ・ホームルーム教室は学年のまとまりをもたせて配置する。
- ・各教科センターは、通過動線等により学習活動の落ち着きが損なわれないように配慮する。
- ・従来の特別教室型運営方式にも無理なく戻せるような設えとする。

（2）生活の拠点となるホームベースを用意する

- ・他学級の生徒も授業に利用するホームルーム教室とは別に、学級専用の場、心理的拠点として、「ホームベース」を用意する。
- ・ホームベースには、生徒ロッカー、ベンチ、学級の掲示板、棚などを用意する。
- ・ホームベースは学級への帰属意識を育む場として重要視し、温かみのあるアットホームな空間づくりを行うこととし、積極的に内装や家具に木材を使用していく。
- ・荷物ロッカーは、堅牢性等に配慮したうえで、鞄や教科書・ノート等が出し入れしやすいように十分なゆとりを確保する。

（3）多様な生徒の居場所・コミュニケーションの場を用意する

- ・教室前のオープンスペース、階段ホール、ラウンジ、コーナー、アルコープ、屋上テラス、中庭など、校内に様々な居場所を用意し、生徒が自分のリズムで学校生活を組み立てられるようとする。
- ・特別な支援を必要とする生徒が、気持ちを落ち着かせることができる小部屋やベンチコーナー等を視認性に配慮しながら適所に用意する。

（4）変化のある移動空間をデザインする

- ・移動空間を変化と発見のある「魅力的な空間」とする必要がある。適所にラウンジ、ロビー、情報掲示コーナー等を配置し、また、トイレ等に荷物の置き場を用意するというような心配りのある設計を行う。
- ・移動先では、教科の特色を活かした魅力ある学習環境が生徒を待ち受けていることが大切であり、建築的な配慮と併せて、運営上の教科の学習環境の演出が求められる。

特別教室型運営方式の留意点

特別教室型運営方式における留意点を以下に示す。

（1）学級教室は学年のまとまりを持たせて構成する

- ・学級教室となる普通教室は学年のまとまりを持たせて配置する。少人数授業を行う小教室、交流の場となるホールやベンチコーナー等をそのまとまりに用意する。
- ・学年のまとまりは通過動線等により落ち着きが損なわれないように配慮する。

（2）教室環境を整えるロッカースペースを用意する

- ・教室内でグループ学習等を行うためには机が動かしやすいようにする必要がある。そのため

は教室の広さにゆとりを確保し、個人の持ち物を保管する場所を用意する。ロッカースペースとして教室空間とは分けて設けることが有効である。

- ・複数の学級で集団を分けた少人数授業を行うような授業が多くなると、普通教室を他学級の生徒も授業を利用する頻度が多くなる。学習集団の多様化に柔軟に対応するためにも、ロッカースペースを設ける有効性が高まる。
- ・ロッカースペースは死角とならない場所に設ける。生徒の気分転換の場となるように設えることが求められる。

(3) 生徒の居場所・コミュニケーションの場を用意する

- ・教室まわりに授業の合間の気分転換の場となるスペースを用意する。廊下や階段、昇降口や学校図書館、職員室前などの他学年と一緒になる場所にも積極的に用意する。
- ・従来型の中学校では、学年を棲み分けて他学年との接触を避ける指導を行っている場合もあるが、他学年との日常的な交流が促される教科センター方式による環境づくりについても検証していく必要がある。

(4) 主体的・協働的な学習環境づくりについて

- ・教科担任制の下で、普通教室に教科ごとの学習環境を整えることは難しい。そこで、国語等のいわゆる一般教科も特別教室を設けることが考えられるが、計画面積の中で、全ての教科授業が行える特別教室数を確保することはできない。また普通教室の利用率が大きく低下するため、非効率な計画となる。

○参考事例 メディアスペースのあり方

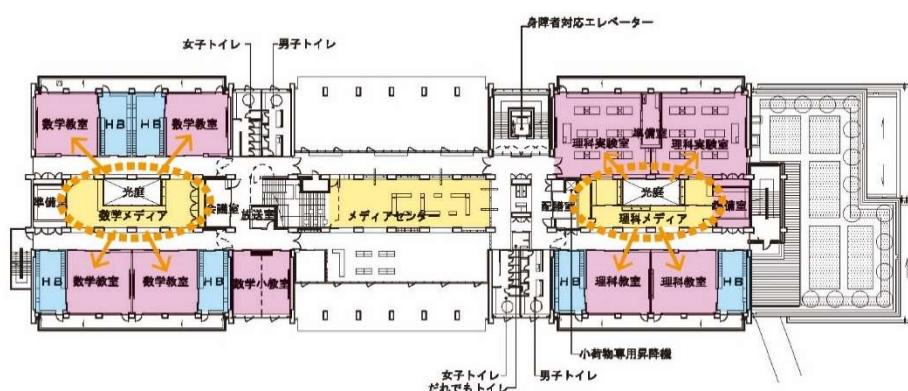
(1) 区立赤塚第二中学校



(2) 区立中台中学校

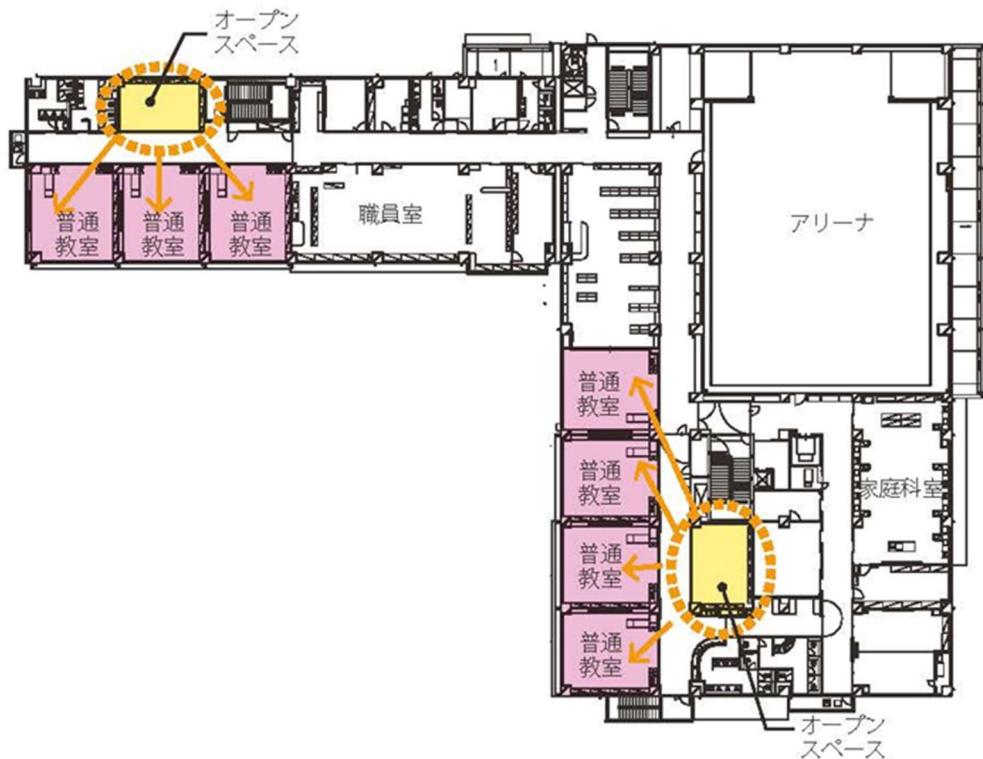


(3) 区立上板橋第二中学校



多目的スペースの活用のあり方

(1) 区立板橋第十小学校



IV-3 室・面積構成の検討

IV-3-1 規模算定

現在、通学区域を検討しているため、適正規模の最大学級数である小学校 18 学級、中学校 15 学級にて規模算定を検討する。

なお、通学区域が決定した際には、必要に応じ、学級数について再度検討を行うこととする。

(1) - 1 検討の過程 (1~6 年生)

- ・週の教科授業に割り当たる時間数について、中高学年は 28 時間から特別活動 1 時間、道徳 1 時間、総合 2 時間を除いた 24 時間として検討する。低学年は、26 時間から特別活動 1 時間、道徳 1 時間を除いた 24 時間として検討する。
- ・週 24 時間の中で、教室利用率が 80% 以下にて教室数を確保することで教室時間割が無理なく組めるようとする。
- ・国語を例として、計算を示す。

$$(1 \text{ 年 } 9 \text{ 時間} + 2 \text{ 年 } 9 \text{ 時間} + 3 \text{ 年 } 7 \text{ 時間} + 4 \text{ 年 } 7 \text{ 時間} + 5 \text{ 年 } 5 \text{ 時間} + 6 \text{ 年 } 5 \text{ 時間}) \times 3 \text{ 学級/学年} \\ = 126 \text{ 時間} \text{ (週の合計時間数)}$$

国語教室 = 7 教室

$$1 \text{ 教室当たりの利用率} = 126 \text{ 時間} \div (7 \text{ 教室} \times 24 \text{ 時間}) = 75\% \leq 80\%$$

- ・数学と英語は習熟度別少人数指導が展開できる教室数を確保する。全学年において、2 学級 3 分割、1 学級 2 分割として授業を行うことを想定し、それが 15 学級で可能な教室数を確保する。

(1) - 2 検討の過程 (7~9 年生)

- ・週の教科授業に割り当たる時間数を 29 時間から道徳 1 時間と総合 2 時間、学活 1 時間を除いた 25 時間として検討する。
- ・週 25 時間の中で、教室利用率が 80% 以下にて教室数を確保することで教室時間割が無理なく組めるようとする。
- ・国語を例として、計算を示す。

$$(1 \text{ 年 } 4 \text{ 時間} + 2 \text{ 年 } 4 \text{ 時間} + 3 \text{ 年 } 3 \text{ 時間}) \times 5 \text{ 学級/学年} = 55 \text{ 時間} \text{ (週の合計時間数)}$$

国語教室 = 3 教室

$$1 \text{ 教室当たりの利用率} = 55 \text{ 時間} \div (3 \text{ 教室} \times 25 \text{ 時間}) = 73\% \leq 80\%$$

- ・数学と英語は習熟度別少人数指導が展開できる教室数を確保する。全学年において、2 学級 3 分割、1 学級 2 分割として授業を行うことを想定し、それが 15 学級で可能な教室数を確保する。

(2) - 1 算定結果 (1~6 年生)

- ・英語教室は 1 室を他教科と共有する設定。
- ・なお、学習指導要領は 10 年程で改訂され、道徳の教科化等の動きもある。こうしたカリキュラムの変化にも柔軟に対応できる教室構成を計画する必要がある。

次に教室数の算定表を示す。

(2) -2 算定結果 (7~9年生)

- ・社会教室は1室を他教科と共有する設定。
- ・道徳と総合、学活は、全校同時間帯にホームルーム教室で行うことを想定。

次に教室数の算定表を示す。

表. 教室数 (1~6年生) の算定 (18学級)

教科名	週当たり授業時数												週当たり 総授業時数	設定教室数 (授業を行 う場所)	利用率	備考				
	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年									
	授業 時数	学級数 (授業集団)																		
国語	9	3	9	3	7	3	7	3	5	3	5	3	126	7	75%					
社会				2	3	2.6	3	2.9	3	3	3	3	31.5	2	66%					
算数	4	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5	3	87	5	73%					
算数 (低学年) (習熟度)	4	1	5	1									9	1	38%	3クラス4集団に分解想定 加配教員1名必要 電子黒板				
算数 (習熟度)				5	1	5	1	5	1	5	1	5	20	2	42%					
理科				2.6	3	4	3	4	3	4	3	4	43.8	3	61%	講義は教室を利用				
生活科	3	3	3	3									18	1	75%	オープンスペース利用も検討				
英語									1	3	1	3	6	1	25%	他教科等と共に用を検討				
音楽 (低学年)	2	3	2	3									12	1	50%	教室で実施可能な設えも検討				
音楽					1.7	3	1.7	3	1.4	3	1.4	3	18.6	1	78%	専科教員				
図工 (低学年)	2	3	2	3									12	1	50%	低学年は教室利用				
図工					1.7	3	1.7	3	1.4	3	1.4	3	18.6	1	78%	専科教員				
家庭科									1.7	3	1.6	3	9.9	1	41%					
体育	3	3	3	3	3	3	3	2.6	3	2.6	3	3	51.6	3	72%					
道徳	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	18	1	75%	道徳教室を持つ考え方もある				
総合					2	3	2	3	2	3	2	3	24	2	50%					
特別活動	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	18	1	75%					

表. 教室数 (7~9年生) の算定 (15学級)

教科名	週当たり授業時数						週当たり 総授業時数	設定教室数 (授業を行 う場所)	利用率	備考				
	7学年		8学年		9学年									
	授業 時数	学級数 (授業集団)	授業 時数	学級数 (授業集団)	授業 時数	学級数 (授業集団)								
国語	4	5	4	5	3	5	55	3	73%					
社会	3	5	3	5	4	5	50	3	67%	1室を他教科と共有				
数学	4	5	3	5	4	5	55	3	73%					
少人数	4	3	3	3	4	3	33	3	44%	2クラス3分割、1クラス2分割				
理科	3	5	4	5	4	5	55	3	73%	実験室2+講義室1				
英語	4	5	4	5	4	5	60	3	80%					
少人数	4	3	4	3	4	3	36	3	48%	2クラス3分割、1クラス2分割				
音楽	2	5	1	5	1	5	20	1	80%					
美術	2	5	1	5	1	5	20	1	80%					
技術	1	5	1	5	1	5	15	1	60%					
家庭科	1	5	1	5	1	5	15	1	60%					
保健体育	3	5	3	5	3	5	45	4 (少人数)	—	2クラス合同男女別を想定 同時2展開				
道徳	1	5	1	5	1	5	15	(HR)	—	道徳教室を持つ考え方もある				
総合	2	5	2	5	2	5	30	(HR)	—					
学活	1	5	1	5	1	5	15	(HR)	—					

IV-3-2 室・面積構成表

教室数の検討を踏まえ、計画目標床面積の範囲内で施設計画の目標を具体化するための室・面積構成案を次に示す。なお、前述の**教科教室型**の考え方を基にして検討を行っている。

(1) 校舎（給食調理室含む）

校舎の各室面積をコマ割表として次頁に示す。1コマは普通教室1教室分（72m²程度）の広さを想定。

◇普通教室（1～6年生）

<考え方>

- 学年のまとまりを確保し、学年毎に多目的スペースと教材室、児童用トイレを用意する。

表. 普通教室（1～6年生）の学習スペース

まとまり		室名	HR教室	コマ	室数	計	備考
普通教室 まわり	1年	普通教室	□×3	1.0	3	3.0	
		多目的スペース		1.0	1	1.0	
		教材室		0.2	1	0.2	
		児童トイレ		0.5	1	0.5	
		小計				4.7	
	2年	普通教室	□×3	1.0	3	3.0	
		多目的スペース		1.0	1	1.0	
		教材室		0.2	1	0.2	
		児童トイレ		0.5	1	0.5	
		小計				4.7	
	3年	普通教室	□×3	1.0	3	3.0	
		多目的スペース		1.0	1	1.0	
		教材室		0.2	1	0.2	
		児童トイレ		0.5	1	0.5	
		小計				4.7	
4年	4年	普通教室	□×3	1.0	3	3.0	
		多目的スペース		1.0	1	1.0	
		教材室		0.2	1	0.2	
		児童トイレ		0.5	1	0.5	
		小計				4.7	
	5年	普通教室	□×3	1.0	3	3.0	
		多目的スペース		1.0	1	1.0	
		教材室		0.2	1	0.2	
		児童トイレ		0.5	1	0.5	
		小計				4.7	
	6年	普通教室	□×3	1.0	3	3.0	
		多目的スペース		1.0	1	1.0	
		教材室		0.2	1	0.2	
		児童トイレ		0.5	1	0.5	
		小計				4.7	

◇一般教科（7～9年生）

<考え方>

- 教科教室をホームルーム教室に割り当てる。
- 学級の生活拠点としてホームベースを設ける。
- 各教科のまとまりを確保する。

表. 一般教科（7～9年生）の学習スペース

普通教室 まわり	学年の まとまり (7年)	国語	国語教室	<input type="checkbox"/> × 3	1.0	3	3.0	
			国語メディアスペース		1.5	1	1.5	
			国語準備		0.5	1	0.5	
			小計				5.0	
		社会1	社会教室	<input type="checkbox"/> × 2	1.0	2	2.0	
			社会メディアスペース		1.5	1	1.5	
			社会準備		0.5	1	0.5	
			小計				4.0	
		生活 空間	ホームベース		0.5	5	2.5	HR教室に組み合わせる
			生徒トイレ・水飲み場		0.5	2	1.0	
			小計				3.5	
普通教室 まわり	学年の まとまり (8年)	社会2	社会教室	<input type="checkbox"/> × 1	1.0	2	2.0	
			社会メディアスペース		1.5	1	1.5	
			社会準備		0.5	1	0.5	
			小計				4.0	
		英語	英語教室	<input type="checkbox"/> × 3	1.0	3	3.0	
			英語メディアスペース		1.5	1	1.5	
			英語準備		0.5	1	0.5	
		少人数	小計				5.0	
			少人数教室	<input type="checkbox"/> × 1	0.5	2	1.0	つなげて1教室×1
			小計				1.0	
普通教室 まわり	学年の まとまり (9年)	生活 空間	ホームベース		0.5	5	2.5	HR教室に組み合わせる
			生徒トイレ・水飲み場		0.5	2	1.0	
			小計				3.5	
			数学	<input type="checkbox"/> × 3	1.0	3	3.0	
		少人数	数学メディアスペース		1.5	1	1.5	
			数学準備		0.5	1	0.5	
			小計				5.0	
		理科 (3 ～9年利 用)	少人数教室	<input type="checkbox"/> × 1	0.5	2	1.0	つなげて1教室×1
			小計				1.0	
			理科実験室		1.5	4	6.0	
			理科準備室		0.5	4	2.0	
合計		生活 空間	理科講義室	<input type="checkbox"/> × 1	1.0	1	1.0	
			理科メディアスペース		1.0	1	1.0	
			小計				10.0	
		合計	ホームベース		0.5	5	2.5	HR教室に組み合わせる
			生徒トイレ・水飲み場		0.5	2	1.0	
			小計				3.5	
			合計				73.7	

◇特別教科（1～9年生）・特別支援・メディアセンター等

<考え方>

- ・特別教室には教科の展示スペースとなるメディアスペースを設ける。
- ・家庭科室は5～9年生、音楽室は1～9年生の利用を想定している。

表. 特別教科等

まとめり	室名	HR教室	コマ	室数	計	備考
特別教室 まわり	図工室		1.5	1	1.5	
	図工準備室		0.5	1	0.5	
	図工メディアスペース		0.5	1	0.5	
	小計				2.5	
	美術室		1.5	1	1.5	
	美術準備室		0.5	1	0.5	
	美術メディアスペース		0.5	1	0.5	
	小計				2.5	
	技術室		1.5	1	1.5	
	技術準備室		0.5	1	0.5	
家庭科 (5~9年利 用)	技術メディアスペース		0.5	1	0.5	
	小計				2.5	
	家庭科室		2.0	2	4.0	調理・被服
	家庭科準備室		0.3	2	0.6	
	家庭科メディアスペース		0.5	1	0.5	
音楽 (1~9年利用)	小計				5.1	
	音楽室		1.5	2	3.0	1 (小) +1 (中)
	音楽室 (低)		1.5	1	1.5	
	音楽準備室		0.3	3	0.9	
	楽器庫		0.5	2	1.0	
	音楽メディアスペース		0.5	1	0.5	
	小計				6.9	
	生活科室		1.0	1	1.0	つなげて1教室×1
	多目的教室		1.0	1	1.0	
	少人数教室	□×1	0.5	2	1.0	つなげて1教室×1
特別支援学級	教室	□×9	0.5	9	4.5	
	生徒トイレ・水飲み場		0.5	2	1.0	
特別支援教室	教室		1	2	2.0	
	教材室		0.5	2	1.0	
メディアセンター	学校図書館		4.0	1	4.0	小：7960+400×6=10360冊（文科省基準） 中：13600+320×1=13920冊（文科省基準）
特別活動	児童会		0.4	1	0.4	
	生徒会		0.5	1	0.5	
	放送室		0.4	1	0.4	
	和室		0.5	1	0.5	
	小計				1.8	
生活諸室	児童更衣室		0.5	2	1.0	
	生徒更衣室		0.5	2	1.0	
	児童昇降口		1.8	1	1.8	
	生徒昇降口		1.5	1	1.5	
	小計				5.3	
共通	児童生徒トイレ・水飲み場		1.0	2	2.0	
合計					44.1	

◇管理諸室・保健室・あいキッズ・地域連携

考え方

- ・会議室は中小合わせて4室としているが、会議以外の利用可能性を踏まえて設計段階で更に検討する。
- ・保健室のそばにカウンセリング室と相談室を設ける。
- ・PTA活動室と学校支援地域連携室をそれぞれ設けているが、今後の地域連携のあり方を踏まえて設計段階で更に検討する。

表. 管理諸室等

まとまり	室名	HR教室	コマ	室数	計	備考
管理諸室	校長	校長・応接		0.5	1	0.5
	事務 管理	事務		0.5	1	0.5
	職員室	用務主事		0.5	1	0.5
		執務スペース		3.0	1	3.0
		印刷		0.2	1	0.2
	会議	教職員ラウンジ		0.3	1	0.3
		会議		1.4	1	1.4
	共通	小会議		0.2	3	0.6
		展示スペース		0.5	1	0.5
		倉庫・書庫		0.5	2	1.0
		職員更衣・休憩		0.5	2	1.0
		職員・一般トイレ		0.5	2	1.0
		職員・一般玄関		0.5	1	0.5
小計					11.0	
保健・相談	保健（小）		0.9	1	0.9	
	保健（中）		1.0	1	1.0	
	カウンセリング		0.2	2	0.4	
	教育相談		0.3	2	0.6	
	小計			2.9		
地域連携	PTA室		0.5	2	1.0	1（小）+1（中）
	学校支援地域連携室		0.3	2	0.6	
	小計			1.6	240m ² 防災及び地域利用	
あいキッズ	児童専有面積		3.0	1	3.0	(104+21.7) × 1.65 ≈ 210m ²
	付帯諸室		1.5	1	1.5	
	小計			4.5		
給食施設	給食調理室		8.3	1	8.3	300m ² × 2
沿革史室	沿革史室		0.4	1	0.4	(30m ²)
多目的ホール	多目的ホール		2.1	1	2.1	2学級80名想定、ランチホール兼用
合計						30.8

(2) 屋内運動場等

屋内運動場等の室・面積を以下に示す。

表. 屋内運動場等

まとまり	室名	HR教室	コマ	室数	計	備考
屋内運動場	第1屋内運動場		11.7	1	11.7	35m×24m
	第2屋内運動場		13.7	1	13.7	38m×26m
	器具庫ほか		12.0	1	12.0	
	小計				37.4	1215m ² +1476m ²
武道場	武道場		5.4	1	5.4	14m×28m
	器具庫ほか		0.8	1	0.8	
	小計				6.3	450m ²
屋外プール	付帯施設		2.8	1	2.8	
防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫		1.5	1	1.5	(108m ²)
屋外倉庫	屋外倉庫		3	1	3.0	
合計					50.9	

(3) 計画目標床面積 約 18,000 m²

※廊下等の面積の割合を合計コマ数の 30%と仮定した場合の面積の合計

設計では、上記の床面積を目安とし、以下に示す事項についても注意して進める。

- ・利用率の低い室などの兼用使いや転用可能とする計画
- ・小学校と中学校間での教室の転用対応の検討
- ・現在、検討されている通学区域の変更に伴う学級数への対応
- ・習熟度学習や特別支援学級などについては、利用率の面からだけではない、学校の授業展開の実情にあった室数検討

IV-3-3 教室等の構成ダイヤグラム

計画目標と室・面積構成の考え方を踏まえ、構成等を視覚化したダイヤグラムを次頁に図示する。このダイヤグラムをベースとし、基本設計時のゾーニング検討を進める。

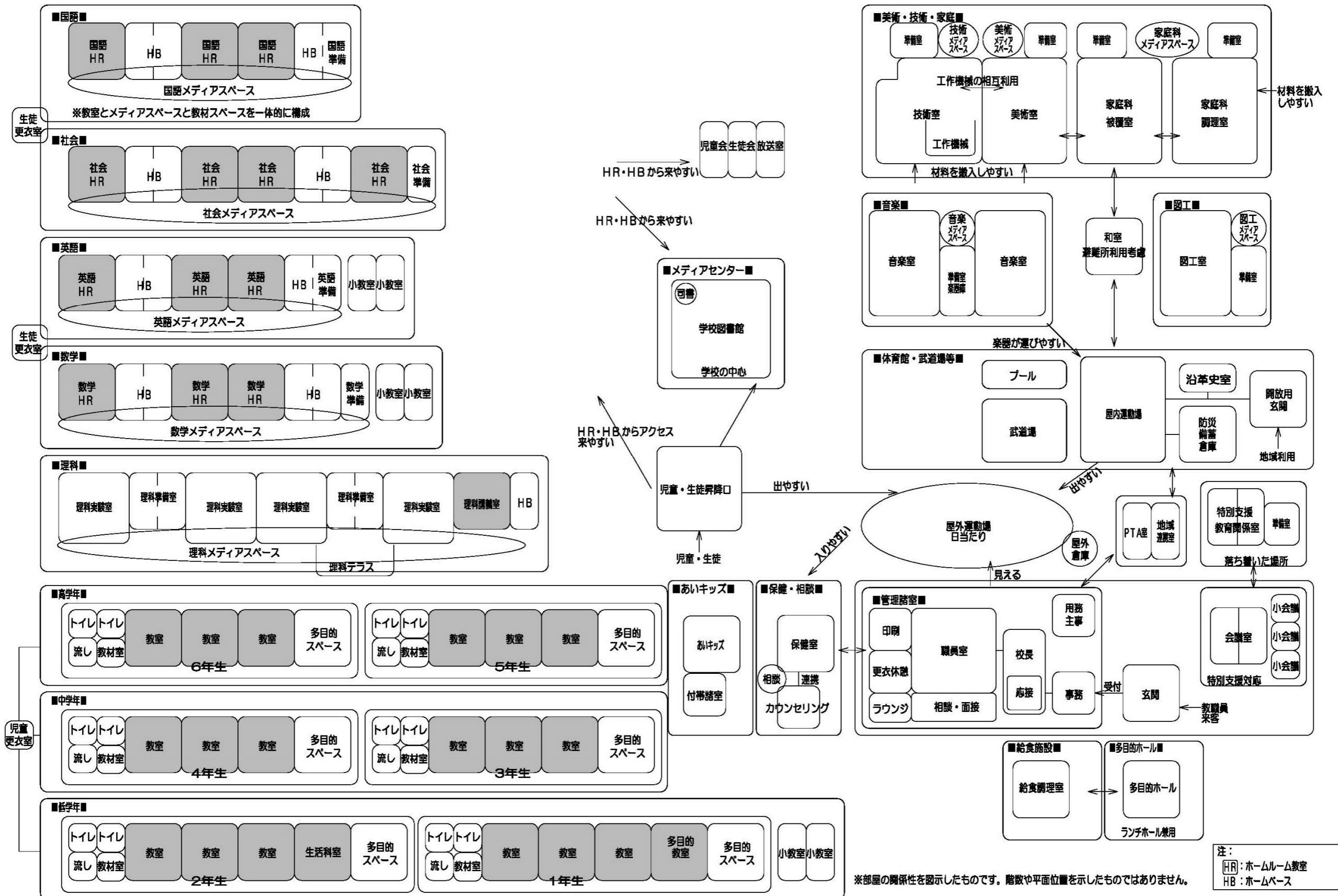


図. 教室等の構成ダイヤグラム 中学校：教科教室型運営方式 小学校：特別教室型運営方式

V章 配置計画

V－1 配置計画における考慮すべき項目

前章までのことと踏まえ、以下に配置計画を検討する際に考慮すべき項目を整理する。

①建物規模・形状

- ・児童、生徒数からの学級数
- ・校庭などの屋外活動スペース
- ・建築基準法等の関係法令からの制限

②動線計画

- ・児童、生徒、職員、地域の人の動線
- ・給食搬入、地域開放、災害時の物資搬入などの車両動線

③学校環境

- ・普通教室、ホームルームなどの日当たり、眺望
- ・屋外活動スペースの位置、形状
- ・工事時の学校運営

④周辺環境

- ・出井川緑道や北側、西側道路を踏まえた環境整備
- ・日影、視線、音、景観など近隣への影響

V－2 配置計画での考え方

前項にてあげた項目を整理し、配置計画を検討した。

以下に配置計画での考え方を示す。また次頁以降に、配置計画図と検討比較した配置比較検討表を示す。

- ・校舎等の配置は敷地中央とし、北側に屋外運動場、南側に広場を設ける。
- ・東側から登下校する児童生徒の通学動線を考慮して、東側に出井川緑道を活用したサブアプローチを確保する。
- ・北側・西側には自主管理歩道を整備し、生徒の安全な歩行空間を確保するとともに、周辺の住環境の改善に寄与する。
- ・既存校舎と比較した際に日影、視線、音などの環境の変化が生じることが考えられる西側、南側の住宅地に配慮した建物計画とする。
- ・記念樹であるシダレザクラを残した外構計画とする。



図. 配置計画

校舎配置 イメージ		校舎中央配置案	校舎南側配置案	校舎北側配置案
方位：	N			
規 模 ・ 条 件	校庭面積 (出井川緑道部分含む) 階数 面積 仮設校舎	校庭：約 5700 m ² (150m トラック) 広場：約 1700 m ² 校舎 / 体育館 7階建 (プールは屋上想定) 約 17,900 m ² 無	校庭：約 6600 m ² (150m トラック) 校舎 / 体育館 6 階建 (プールは屋上想定) 約 17,600 m ² 無	校庭：約 6600 m ² (150m トラック) 校舎 / 体育館 6 階建 (プールは屋上想定) 約 17,600 m ² 有 (約 5000 m ²)
動 線 計 画	人の動線 (児童生徒 / 職員 / 地域) 車両動線 (給食搬入 / 地域開放)	○ ● 児童生徒は西側道路 / 東側緑道からアクセス ● 地域の方は西側道路からアクセス ○ ● 車両は敷地西側道路からのアクセスに限定される ● 校庭へ北側道路からのアクセスが可能	○ ● 児童生徒は西側道路 / 東側緑道からアクセス ● 地域の方は西側道路からアクセス ○ ● 車両は敷地西側道路からのアクセスに限定される ● 校庭へ北側道路からのアクセスが可能	○ ● 児童生徒は西側道路 / 東側緑道からアクセス ● 地域の方がメイン道路である北側から距離が短いので アクセスしやすい ○ ● 校舎体育館へ北側道路からアクセスが可能 ● 校庭は西側道路からのアクセスが可能
学 校 環 境	普通教室の日当たり 普通教室からの眺望 普通教室の環境 校庭（広場）の形、使いやすさ 校庭（広場）の環境	○ ● 首都高速との距離があるので、南側に遮るものが多く良好 ● 東側 / 西側教室への採光の工夫が必要 ○ ● 校舎から広場や緑道の眺望が良い ● 首都高速からの騒音対策が必要 ○ ● 校庭と広場を確保 ● 校庭 + 広場面積が他案よりも大きい ○ ● 校庭が一部、校舎の影になってしまふ ● 広場は日当たりが良い ● 北側道路及び緑道からの視線対策が必要	○ ● 首都高速との距離があるので、南側に遮るものが多く良好 ● 東側 / 西側教室への採光の工夫が必要 △ ● 校舎から緑道の眺望が良い ● 首都高速からの騒音対策が必要 ○ ● まとまった校庭面積を確保 ● (小中一体であるが、範囲を区画する必要がある) △ ● 校庭が一部、校舎の影になってしまふ ● 北側道路からの視線対策が必要	○ ● 首都高速との距離があるので、南側に遮るもの多くない ● 南面する教室が多い ● 西側教室への採光の工夫が必要 △ ● 校舎から校庭の眺望が良い ● 都営三田線からの騒音対策が必要 ○ ● まとまった校庭面積を確保 ● (小中一体であるが、範囲を区画する必要がある) ○ ● 校庭の日当たりが良い ● 緑道からの視線対策が必要
近 隣 の 影 響	近隣への影響 (景観) 近隣への影響 (日影 / 視線) 近隣への影響 (音 / 騒音)	○ ● 建物がないため、地域（北側道路）から開けた景色となる ● 他案よりも建物高さが高くなる ○ ● 近隣に日影の影響を与える範囲が少ない ● 西向きの教室が比較的少ない ○ ● 夜間の体育館利用時に、体育館と近隣の距離を現状と同程度確保しているため、音 / 振動が問題になりにくい	○ ● 建物がないため、地域（北側道路）から開けた景色となる ○ ● 近隣に日影の影響を与える範囲が少ない ● 教室からの西側住宅への配慮が必要 ○ ● 夜間の体育館利用時に、体育館と近隣の距離を現状と同程度確保しているため、音 / 振動が問題になりにくい	○ ● 地域（北側道路）に新しい校舎の顔を見せることができる △ ● 北側住宅に校舎の影が落ちてしまう ● 教室からの西側住宅への配慮が必要 ○ ● 夜間の体育館利用時に、体育館と近隣の距離を現状と同程度確保しているため、音 / 振動が問題になりにくい
まとめ	・動線計画 / 学校環境 / 近隣への影響を考慮すると最適と思われる ・校庭と広場が確保でき、仮設校舎の利用期間がないことが大きなメリットとなる	・仮設校舎利用期間がなく、工事による学習環境の変化が少ない ・普通教室や校庭など学習環境に対する課題が散見される	・既存校舎と大きく変わらない構成である ・仮設校舎利用期間が発生し、工事による学校 / 児童生徒への負担が大きい ・教室環境や近隣への影響など課題が散見される	

図. 志村小・志村四中 配置計画比較検討表

V－3 工事期間中の学校運営

○両学校の校舎工事期間中の学校運営

志村第四中学校の学校運営は、新校舎の配置が既存の志村第四中学校の校舎と重ならない配置であることから、志村第四中学校の校舎にて行う。

また志村小学校については、別敷地であることから、現在の校舎にて通常通り学校運営を行うこととなる。

○工事期間中の注意事項

志村第四中学校は、同一敷地内にて学校運営と工事が行われる。工事期間中の志村第四中学校の学校運営についての注意事項を以下に示す。

- ・生徒の学習環境及び近隣住民の生活環境を通常時に近づけるため、工事による音や振動等を最小限に抑える。
- ・工事車両が、西側道路からのアクセスのみとなるため、生徒の動線及び西側近隣への十分な配慮が必要となる。
- ・敷地内での体育授業や部活動、運動会等の屋外活動の実施ができないため、近接する中学校や公共施設等から屋外活動スペースを借りることや合同実施などの連携によっての実施を検討する。

VI章 活動経過

VI-1 報告書作成までの活動経過

基本構想・基本計画報告書策定にあたり、施設整備の計画目標を組み立てるため、地域特性の把握を目的とした児童・生徒、保護者、教職員、地域へのヒアリングやワークショップ、アンケートを実施してきた。これまでの主な活動経過を下記に示す。

＜設置検討会＞

- ・令和3年2月4日 第一回設置検討会を実施
検討会設置の目的や検討体制についての説明を行いました。
- ・令和3年4月27日 第二回設置検討会を実施
緊急事態宣言中のため、書面記載にて、2, 3月に実施した説明会や3月に行った意見募集の中で出た意見や質問について報告を行いました。
- ・令和3年7月29日 第三回設置検討会を実施
第一回、第二回作業部会の検討内容について報告し、今後の検討の進め方を審議しました。
- ・令和3年10月8日 第四回設置検討会を実施
基本構想・基本計画の目的、全体スケジュールをお伝えし、設置検討委員会の皆様に地域の意見集約として実施する「ワークショップ」への出席依頼と参加者の推薦をお願いしました。
- ・令和3年12月13日 第五回設置検討会を実施
学校施設の現状、ワークショップの目的・テーマ等の概要についてお伝えしました。
- ・令和4年2月21日 第六回設置検討会を実施
改築計画の進捗をお伝えする「改築だより」を発行していくことをお伝えしました。
- ・令和4年4月26日 第七回設置検討会を実施
ワークショップで出た意見を集約し、基本構想・基本計画への提言書をまとめました。
- ・令和4年5月17日 第八回設置検討会を実施
基本構想・基本計画報告書案について説明させていただきました。

＜設置検討会ワークショップ＞

- ・令和4年1月24日 第一回ワークショップを実施
テーマ：「地域としてどのように関わりたいか
どんな学校を作りたいか」
- ・令和4年2月15日 第二回ワークショップを実施
テーマ：「建物配置を考えてみよう」
- ・令和4年3月7日 第三回ワークショップを実施
テーマ：「地域と学校が連携・協働する部屋」
「地域連携・協働ゾーンの配置と校地の利用」



<学校ヒアリング（児童・生徒）>

- ・令和4年3月11日 志村小5年生を対象にヒアリングを実施
 - ・令和4年3月11日 志村四中8年生代表を対象にヒアリングを実施
- テーマ：「既存校舎の評価」「この場所で過ごしてみたいと思う写真」



<学校ヒアリング（教職員）>

- ・令和4年2月16日 志村四中教職員を対象にヒアリングを実施
 - ・令和4年3月2日 志村小教職員を対象にヒアリングを実施
- テーマ：「先生たちの職場環境について」「生徒たちのトレンド」「不登校対策、居場所づくりについて」「これからの学習環境について」



最後に、今後も設計業務等の段階ごとの節目をとらえ、できる限り継続的に関係者との意見交換を行い、その検討結果を施設設計に反映させるとともに、意見を伺った関係者にフィードバックし、かつ広く周知していくことが重要である。